

第5期北茨城市地域福祉計画

令和7年度～令和11年度

支え合いで、「安心」と「地域」を育む福祉のまちづくり

～一人ひとりの参加でつくる福祉のまち～



令和7年3月

北茨城市

目 次

I	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	策定の体制	3
5	市民等の意見の反映	3
6	地域福祉を巡る環境	4
II	地域福祉を取り巻く動向と課題	7
1	人口動向	7
2	支援等を必要とする人の動向	11
3	地域福祉を支える組織等の状況	13
4	自殺の統計による本市の現状	16
5	北茨城市地域福祉計画アンケート調査結果	20
6	地域福祉関係団体等ヒアリング結果の概要	23
III	目標と施策の考え方	27
1	地域共生社会の実現	27
2	地域福祉を支える助け合い意識の醸成	27
IV	第5期北茨城市地域福祉計画における目標と基本方針	29
1	計画の目標	29
2	計画の基本方針	29
3	SDGsの実現に向けた取組	30
V	施策の展開	31
■	基本方針－1 地域で支える仕組みづくり	31
■	基本方針－2 多様な主体が参加し、支え合う仕組みづくり	34
■	基本方針－3 適切な支援につなげる体制づくり	37
■	基本方針－4 全てのひとが生き生きと暮らす地域づくり	42
VI	計画の推進に向けて	49
1	地域福祉の増進に向けた関連分野の連携強化	49
2	地域共生社会に向けた地域福祉意識の醸成	49
3	福祉に携わる主体の参画促進	49
4	計画の進行管理	49
	資料編	51

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

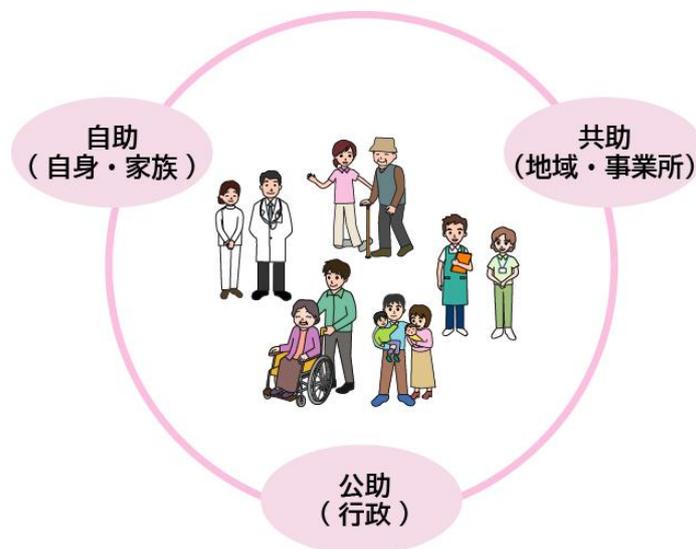
本市では、令和2年3月に「第4期北茨城市地域福祉計画」を策定し、「安心して快適に暮らしていただけるまち みんなでつくる北茨城」を基本理念に掲げ、制度横断的な福祉サービスの提供、高齢者や障害者の方々に対する支援の充実、包括的な子育て支援などを基本目標に設定し、各種事業を実施しています。この計画の計画期間が令和6年度に終了することから、新たに5か年を計画期間とする「第5期北茨城市地域福祉計画」を策定します。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であるとともに、本市の福祉分野の上位計画として、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることから、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本理念と方針、施策展開の方向性を示す計画となります。

【地域福祉とは】

地域福祉とは、全ての人が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくることです。

福祉分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、対象者ごとに計画を策定し取組を進めていますが、実際には、介護と育児のダブルケア*、ひきこもり、ヤングケアラー*など、1つの分野だけでは対応できない複雑化・複合化した課題があり、このような課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要になっています。



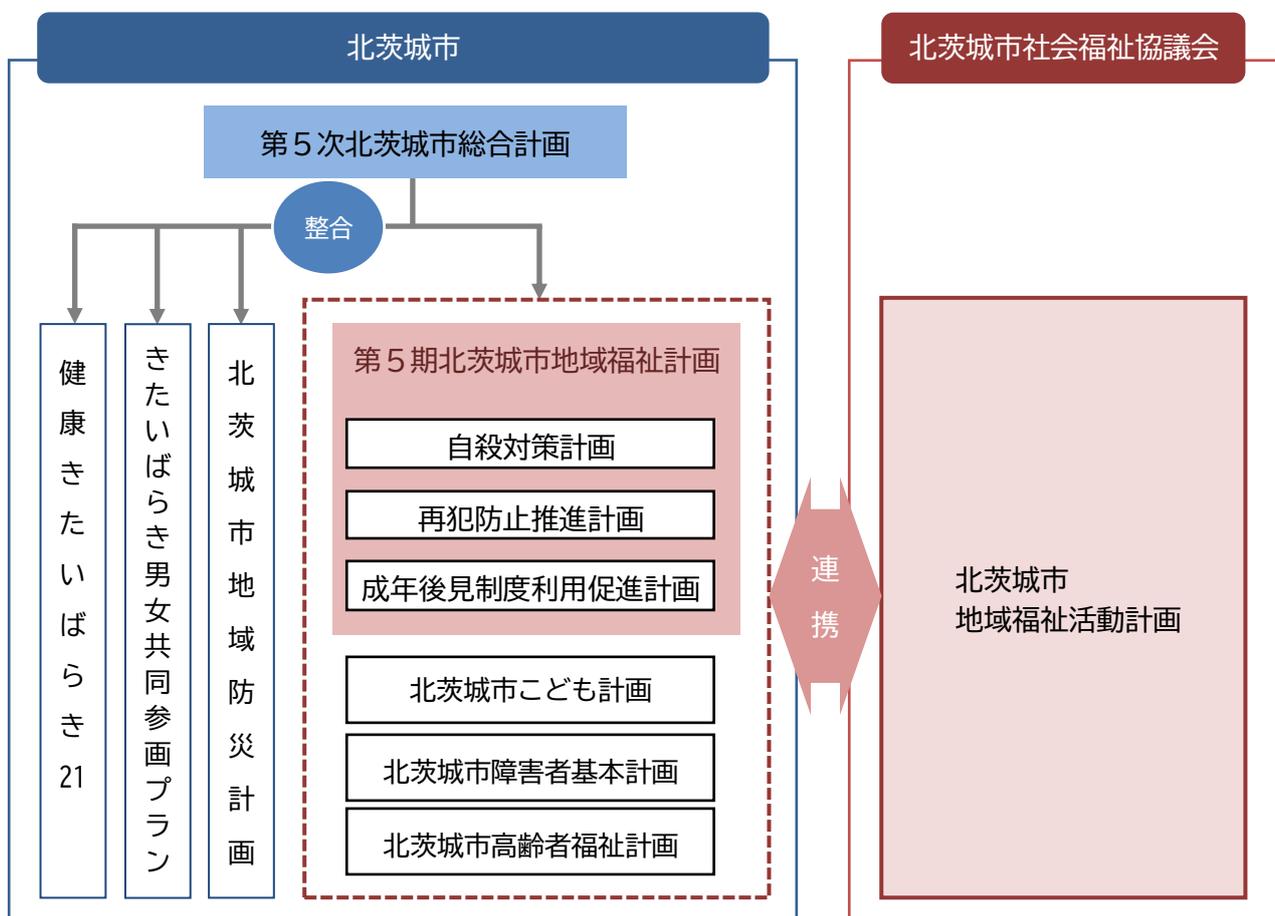
2 計画の位置づけ

「第5期北茨城市地域福祉計画」は、市の最上位計画である「第5次北茨城市総合計画」と整合を図るとともに、福祉分野の上位計画となることから、福祉分野を中心に関連分野の計画との連携も図ることとします。

また、地域福祉の推進に係る自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定する「自殺対策計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」についても、包含する計画とします。

なお、地域福祉の増進に向けては、関連する福祉の個別計画との整合を図るとともに、具体的な福祉活動の指針となる「北茨城市地域福祉活動計画」との連携を確保することにより、北茨城市と北茨城市社会福祉協議会が一体となって取り組むこととします。

第5期北茨城市地域福祉計画の位置づけ



3 計画期間

第5期北茨城市地域福祉計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

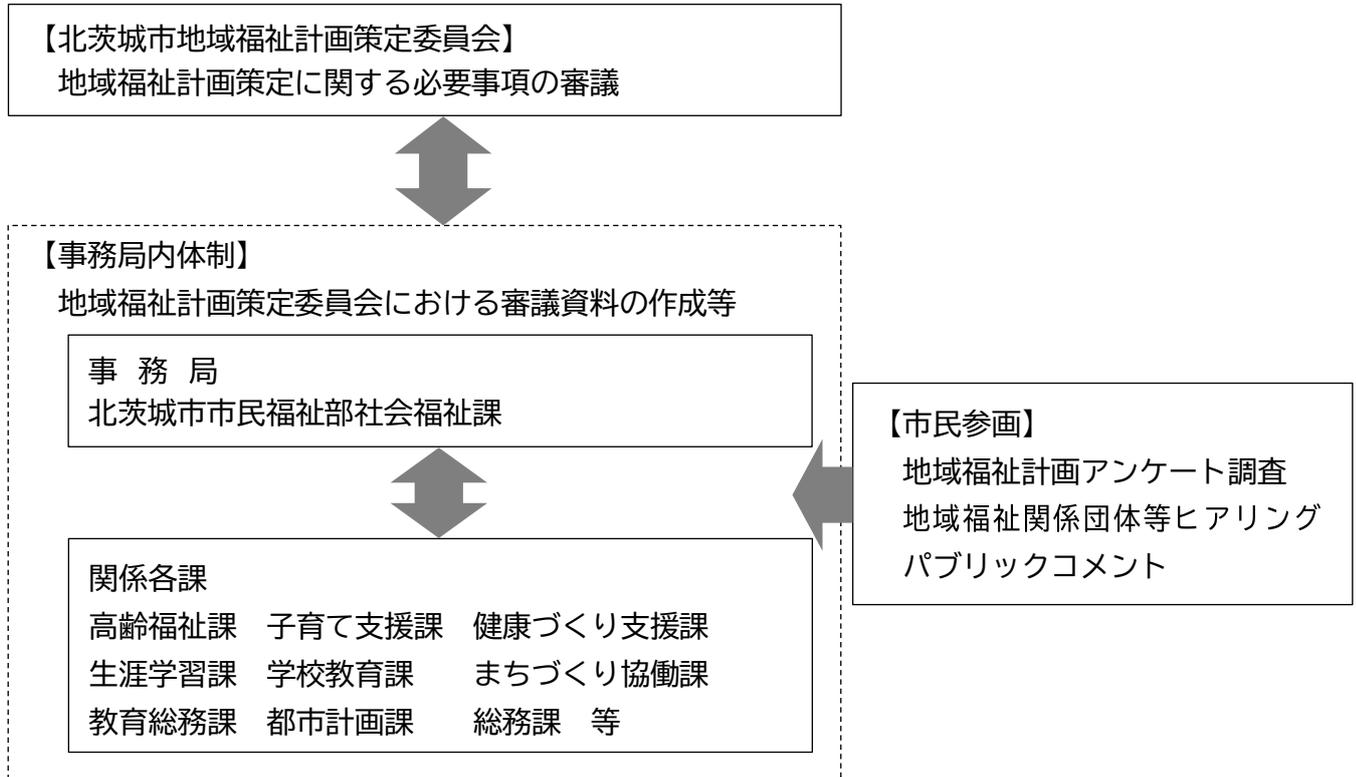
4 策定の体制

(1) 地域福祉計画策定委員会

計画の策定に関する必要事項を審議するための会議体を設置し検討を行いました。

(2) 事務局内策定体制

地域福祉を担う関係各課が計画策定に向けて総合的な調整を行いました。



5 市民等の意見の反映

(1) 地域福祉計画アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、本市における地域福祉の現状や課題を把握するために地域福祉に関する市民アンケート調査を実施しました。

(2) 地域福祉関係団体等ヒアリングの実施

地域福祉活動の取組や活動に当たっての課題を把握するため、市内の地域福祉関係団体を対象にヒアリングを実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について広く市民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

6 地域福祉を巡る環境

(1) 人口減少・少子高齢化、家族の変化などによる地域の変化

人口減少や少子高齢化の進行とともに、家族構成についても核家族、単身世帯及び共働き世帯の増加が進んでいます。このような人や家族の変化に伴い、家庭や地域において相互に支え合う関係性の希薄化が進んだことにより、地域行事や冠婚葬祭などの地域におけるコミュニティ活動も変化しています。

(2) 福祉課題の多様化・複雑化

地域の変化に加え、個人の生活においても、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進んでいます。また、社会も成長型から成熟型に移行する中で、福祉分野においては、孤独や貧困、自殺、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが社会問題化しています。

(3) 人口減少・少子高齢化による福祉サービスへの影響

人口減少・少子高齢化に伴い、年金・医療・介護等の社会保障に係る社会保障給付費や福祉サービスに関するニーズは増加が見込まれており、現役世代の負担上昇や福祉サービスの担い手の不足が予想されます。

(4) 社会福祉に関する法制度の改革

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対応するため、国では「地域共生社会の実現」を掲げました。『地域共生社会』は、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年)において示された概念で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

表－地域福祉に関する法改正の経緯（主なもの）

年 月	内 容
平成 26 年 4 月	災害対策基本法の施行 ・避難行動要支援者名簿*の作成と名簿情報の利用・提供
平成 28 年 4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供
平成 28 年 4 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ・成年後見制度の利用促進、体制の整備
平成 28 年 4 月	自殺対策基本法の改正 ・生きることの包括的な支援、関連施策との連携の強化
平成 28 年 6 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正 ・自立生活援助や共生型サービス等の実施 ・障害児支援サービスの拡充
平成 28 年 6 月	児童福祉法の改正 ・児童福祉法の理念の明確化（児童の権利等） ・児童虐待の予防、対応、自立支援の強化
平成 28 年 12 月	再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ・職業や住居の確保、福祉サービス等の支援、理解の推進
平成 29 年 5 月	社会福祉法の改正 ・包括的な支援体制の構築、地域福祉計画の充実 ・社会福祉法人改革、公益的な取組の推進
平成 29 年 5 月	介護保険法の改正 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・生活支援コーディネーターの配置 ・共生型サービスの実施
平成 30 年 5 月	生活困窮者自立支援法の改正 ・包括的な支援体制・学習支援・居住支援の強化
令和 2 年 5 月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の成立 ・重層的支援体制整備事業の創設
令和 3 年 4 月	社会福祉法の改正 ・社会福祉法人間の連携万策の新たな選択肢の一つとして、「社会福祉連携推進法人制度」を創設
令和 3 年 4 月	介護保険法の改正 ・介護保険事業計画に、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組を記載することとされた ・有料老人ホームの設置等に係る届け出事項の簡素化を図るための規定を整備
令和 4 年 3 月	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定 ・地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を制定し、及び実施するという責務を明記
令和 5 年 3 月	国の「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定 ・市町村において「地方再犯防止推進計画」の策定を努力義務化
令和 6 年 4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正法の施行 ・事業者は努力義務（行政機関等は義務）とされていた「合理的配慮の提供」が義務化。
令和 6 年 4 月	孤独・孤立対策推進法の施行 ・孤独や孤立により心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する対策を実施することを国・地方公共団体の責務として規定

Ⅱ 地域福祉を取り巻く動向と課題

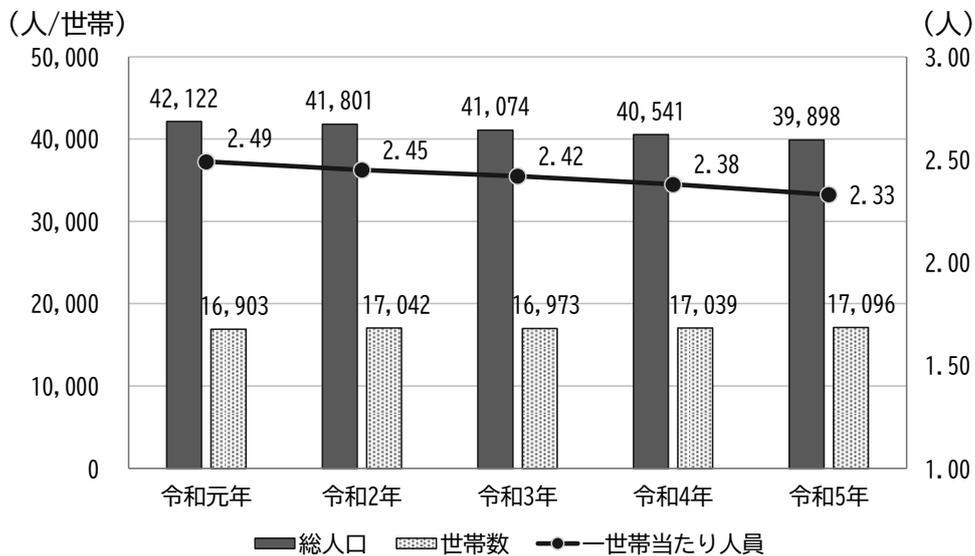
1 人口動向

(1) 人口等の推移

本市の人口は、39,898人（令和5年）となっており、減少傾向が続いています。一方で、世帯数については微増傾向となっています。これにより、一世帯あたりの人員は減少しており、令和5年には2.33人/世帯となっています。

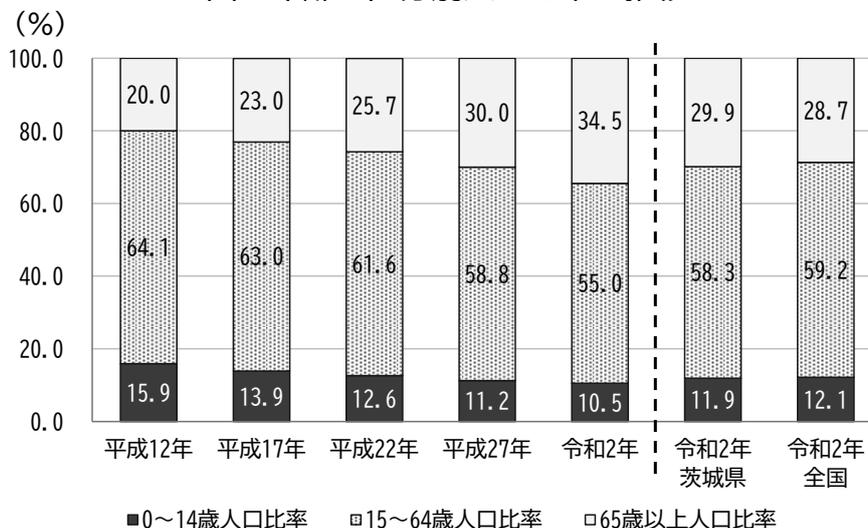
また、年齢3区分別人口比率の推移や人口ピラミッドを見ると、団塊の世代を含む65歳以上の高齢者人口の割合が高く、生産年齢人口（15～64歳）や年少人口（14歳以下）の割合は低い状況が続くことが予想されます。

図－総人口及び世帯数の推移



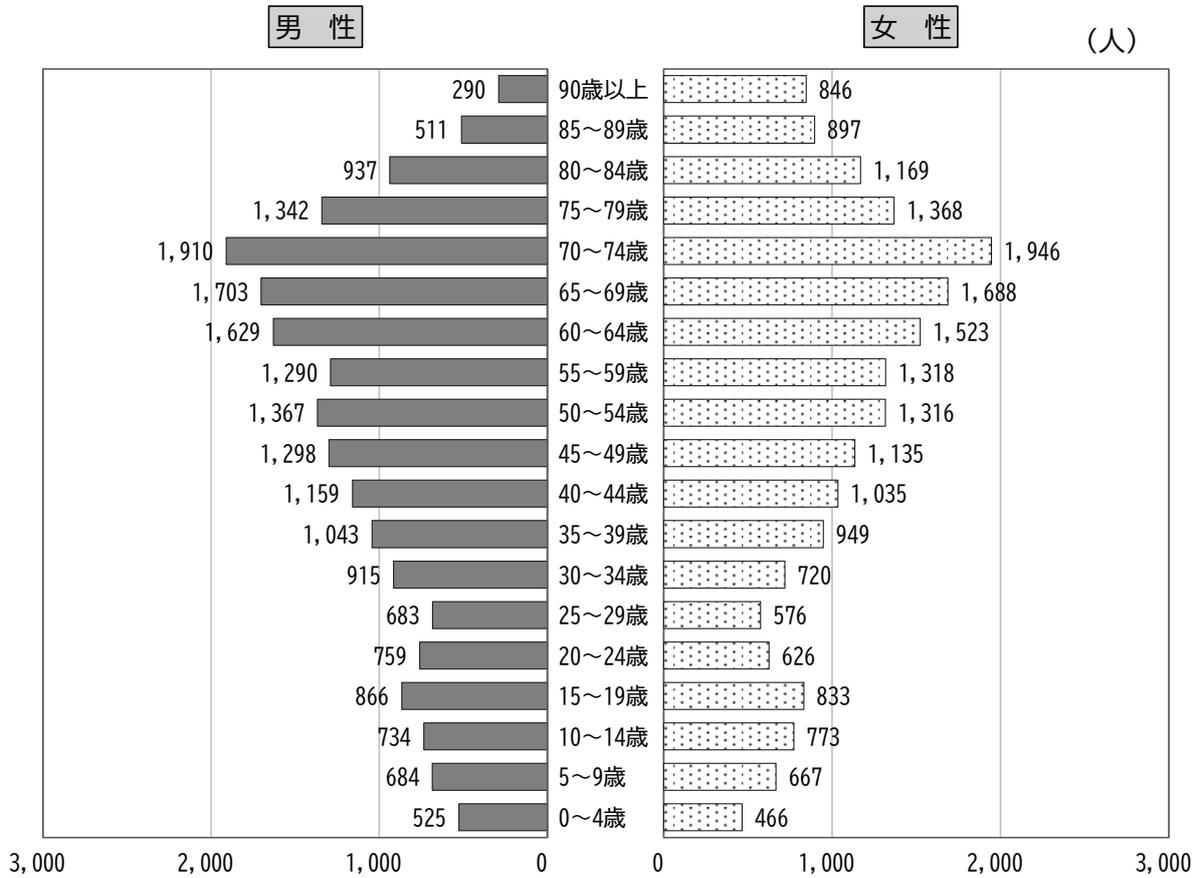
出典：茨城県常住人口調査(各年10月1日)
(注) 令和2年は国勢調査

図－年齢3区分別人口比率の推移



出典：国勢調査（各年10月1日）

図ー人口ピラミッド

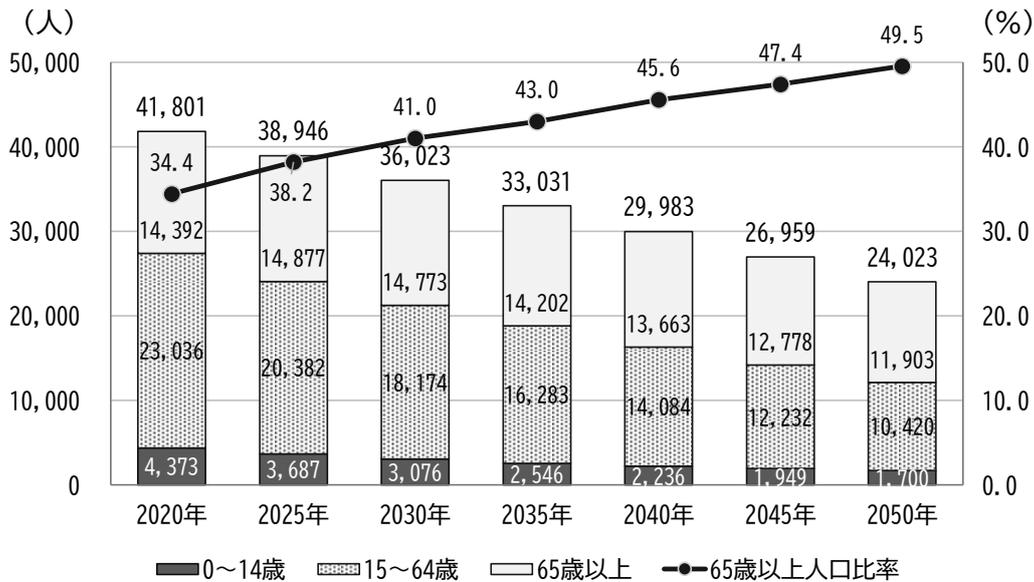


出典：茨城県常住人口調査（令和6年1月1日）
 （注）年齢不詳を除く

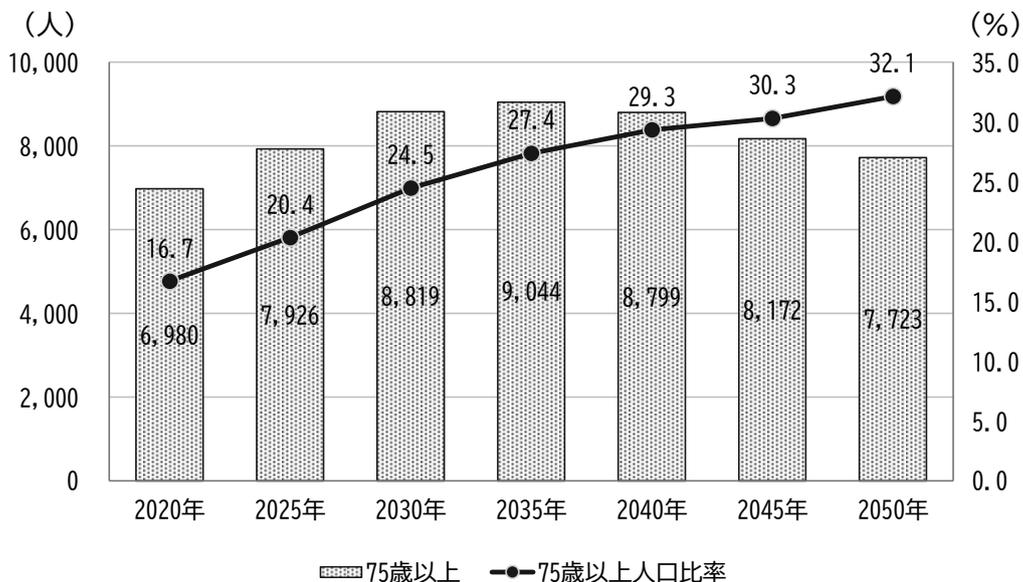
(2) 将来人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所によれば、引き続き市の人口は減少し、2050年には24,023人になると推計されています。また、65歳以上の人口は、2025年以降に減少に転じますが、65歳以上の人口比率は2050年に49.5%の水準に達し、75歳以上の人口比率についても、2050年に32.1%となることが推計されています。

図一年齢3区分別人口及び65歳以上人口比率の将来推計



図一75歳以上人口及び人口比率の将来推計

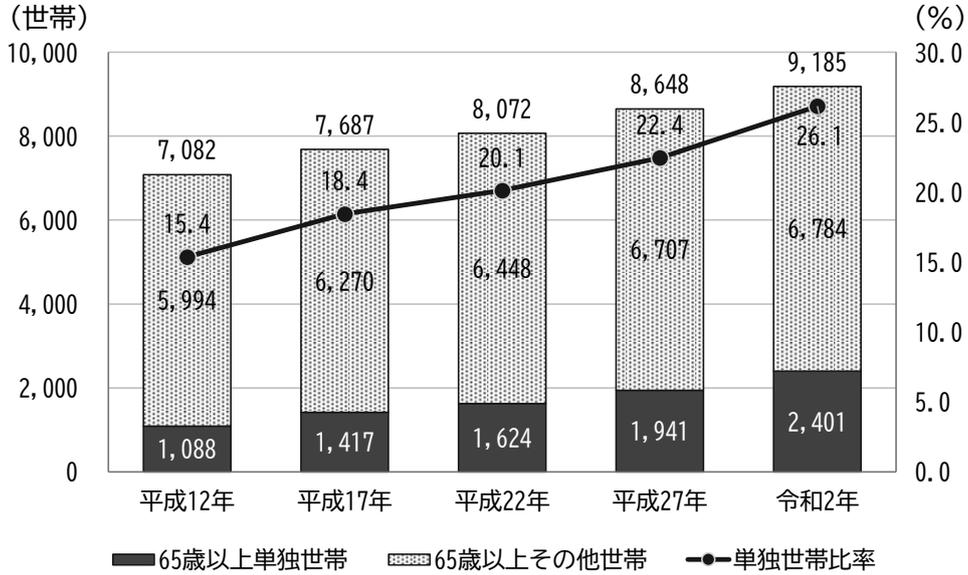


出典：国立社会保障・人口問題研究所 将来の地域別男女5歳階級別人口
(各年10月1日時点の推計人口)

(3) 65歳以上世帯員がいる世帯数及び単独世帯比率の推移

65歳以上の単独世帯数は、令和2年に2,401世帯となり、単独世帯率は26.1%となっています。

図－65歳以上世帯員がいる世帯数及び単独世帯比率の推移

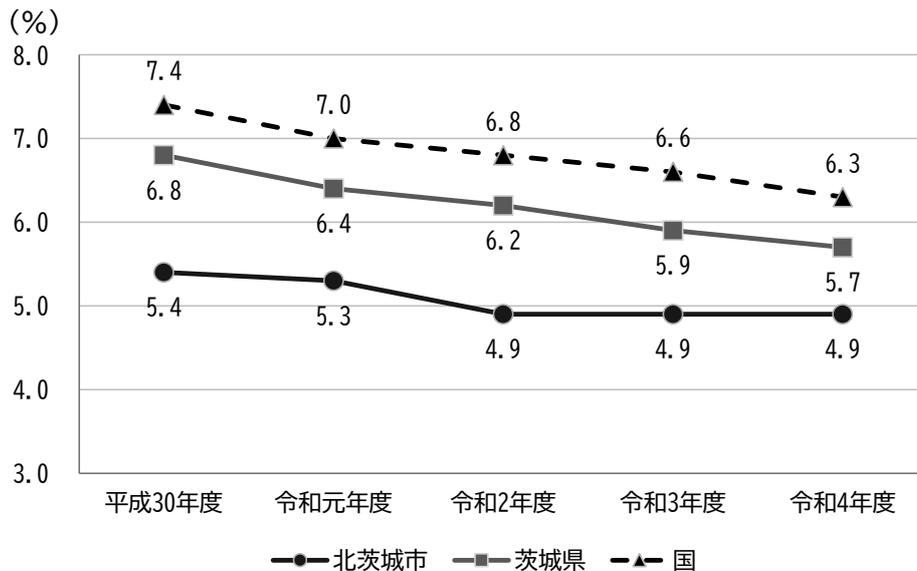


出典：国勢調査（各年10月1日）

(4) 出生率の推移

出生率については、令和2年度以降は横ばいとなっており、令和4年度に4.9%となっています。

図－出生率の推移



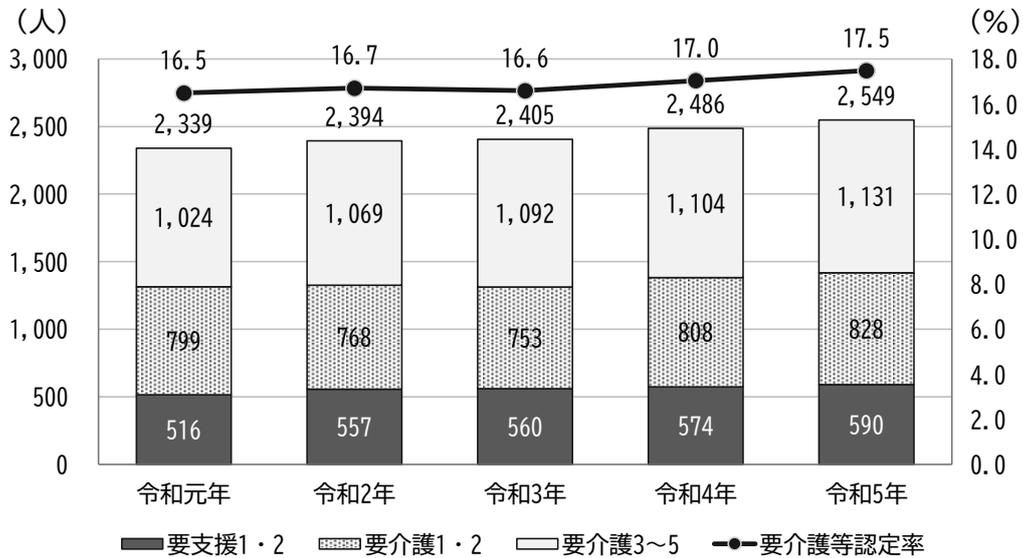
出典：茨城県人口動態統計

2 支援等を必要とする人の動向

(1) 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、令和5年に、要支援（1～2）が590人、要介護（1～5）が1,959人となっています。要介護認定率は17.5%となっています。

図－要支援・要介護認定者数及び要介護認定率の推移



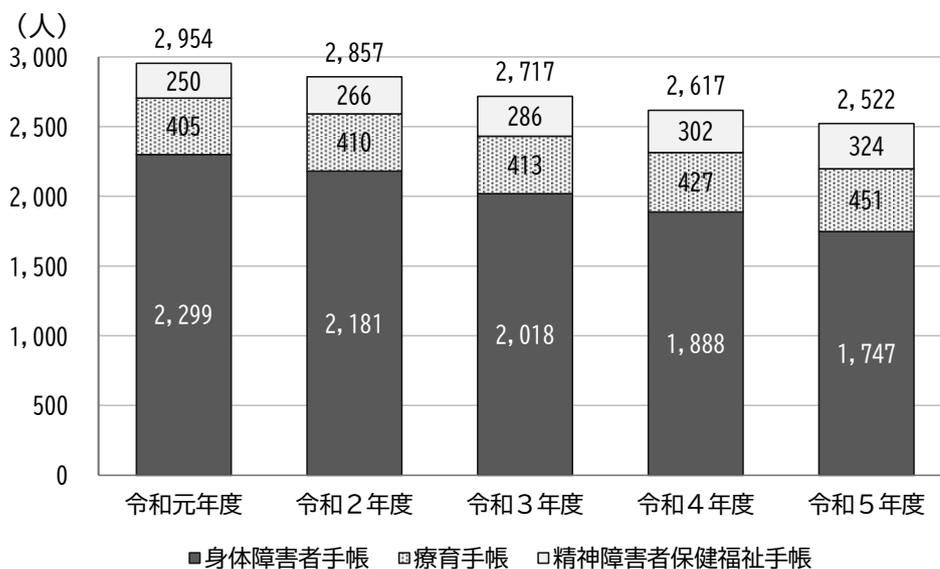
出典：介護保険事業状況報告（各年3月31日）

（注）要介護認定率は常住人口調査に基づく65歳以上人口から算出

(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳については減少傾向を示していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については微増傾向となっています。

図－障害者手帳所持者数の推移

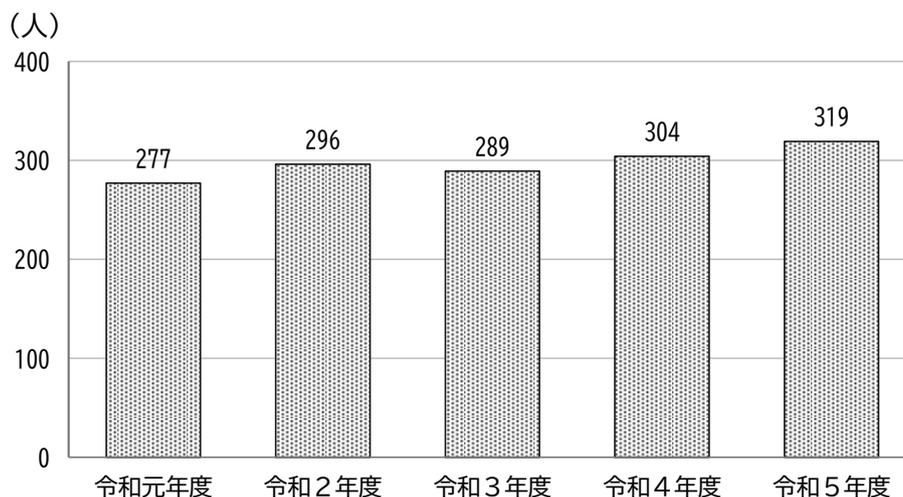


出典：統計きたいばらき（各年3月31日）

(3) 難病患者数の推移

難病患者数の推移を見ると、令和3年度は一時的に減少したものの増加傾向を示しており、令和5年度には319人となっています。

図－難病患者数の推移

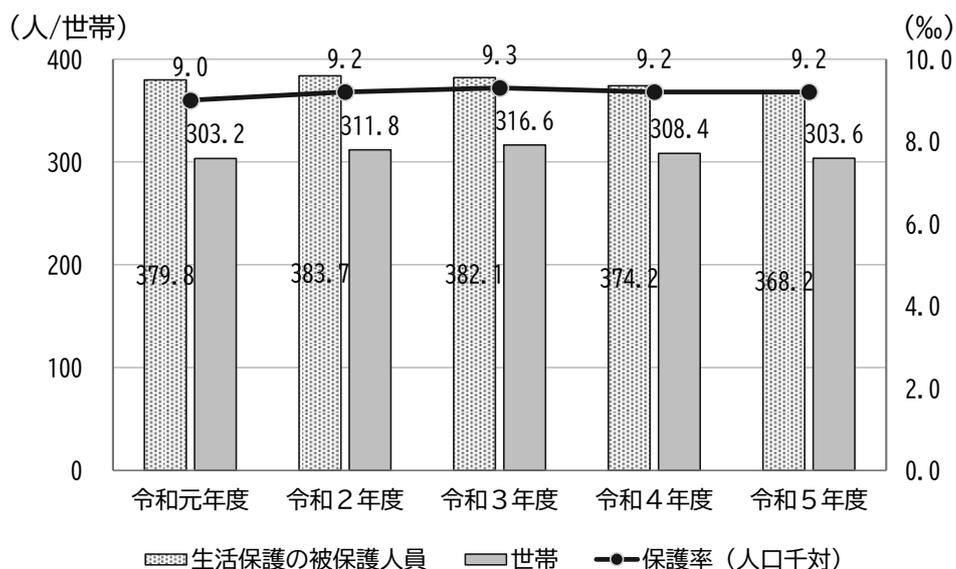


出典：日立保健所業務概要（各年3月31日）

(4) 生活保護の被保護世帯数等の推移

生活保護の被保護世帯数の推移を見ると、令和元年度以降概ね横ばいで推移し、令和5年度には303.6世帯となっています。

図－生活保護の被保護人員・世帯数及び保護率の推移



出典：統計きたいばらき（月平均）

(5) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数の推移を見ると、少子化の影響を受け減少傾向を示しています。

表－児童扶養手当受給者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）	5,918	4,614	4,501	4,108	3,855

出典：子育て支援課（各年3月31日）

3 地域福祉を支える組織等の状況

(1) ボランティア活動の状況

ボランティア活動の状況を見ると、登録団体数及び登録人数については減少傾向を示しています。また、活動分野については、環境美化、高齢者支援が多くなっています。

表－ボランティア登録団体数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数（団体）	71	70	61	64	63

出典：社会福祉協議会（各年3月31日）

表－ボランティア登録人数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数（人）	1,504	1,512	1,322	1,198	1,096

出典：社会福祉協議会（各年3月31日）

表－ボランティア登録団体の活動分野別状況

	高齢者 支援	障害者 支援	子育て 支援	地域 活動	環境 美化	福祉 全般
登録団体数（団体）	20	4	2	12	22	3

出典：社会福祉協議会（令和6年3月31日）

(2) 自治会（区・自治会）への加入状況

自治会（区・自治会）への加入状況を見ると、区数は令和元年度以降変化していませんが、常会数及び常会加入世帯数は減少傾向を示しています。

表－区数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区数（団体）	66	66	66	66	66

出典：まちづくり協働課（各年3月31日）

表－常会数及び常会加入世帯数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
常会数（団体）	997	976	969	965	933
加入世帯数（世帯）	11,255	10,883	10,624	10,565	10,092

出典：まちづくり協働課（各年3月31日）

(3) 市社会福祉協議会への会員加入状況

市社会福祉協議会への会員加入状況を見ると、令和2年度以降、減少傾向を示しています。

表－市社会福祉協議会会員世帯数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員世帯数（世帯）	9,278	8,911	8,647	8,134	7,759

出典：社会福祉協議会（各年3月31日）

(4) 高齢者クラブへの加入状況

高齢者クラブ数及び加入者数の状況を見ると、クラブ数、加入者数ともに減少傾向を示しています。

表－高齢者クラブ数及び加入者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数（団体）	40	39	36	36	36
加入者数（人）	1,285	1,201	1,105	1,080	1,029

出典：高齢福祉課（各年3月31日）

(5) 子ども会への加入状況

子ども会への加入状況を見ると、子ども会の数、加入者数ともに減少傾向を示しています。

表－子ども会数及び加入者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども会の数(団体)	13	6	4	3	2
加入者数(人)	489	192	126	95	64

出典：生涯学習課（各年3月31日）

(6) 消防団への加入状況

消防団への加入状況を見ると、令和2年度以降は減少傾向を示しています。

表－消防団加入者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加入者数(人)	473	464	468	459	428

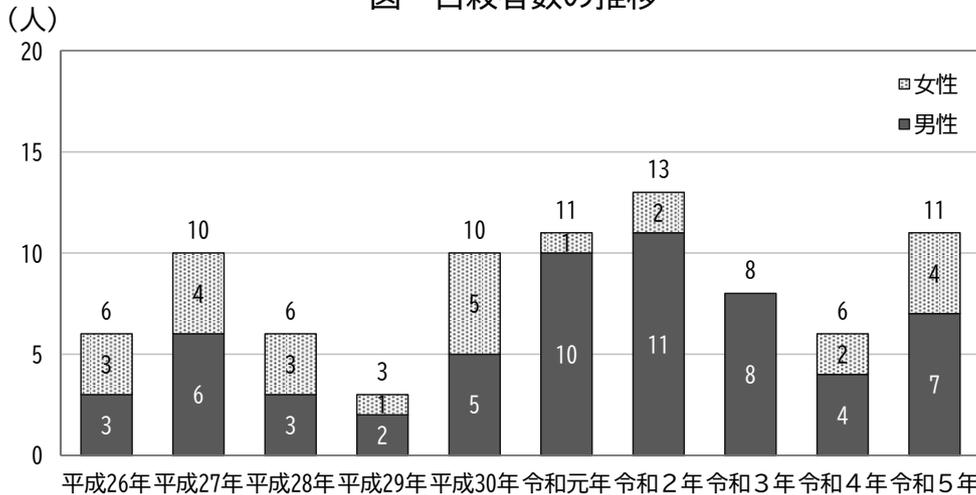
出典：統計きたいばらき（各年4月1日）

4 自殺の統計による本市の現状

(1) 自殺者数の推移

自殺者数の推移を見ると、令和5年は男性7人、女性4人、合計11人となっています。年によって差がありますが、平成30年以降は自殺者数が10人以上の年が多くなっています。

図－自殺者数の推移



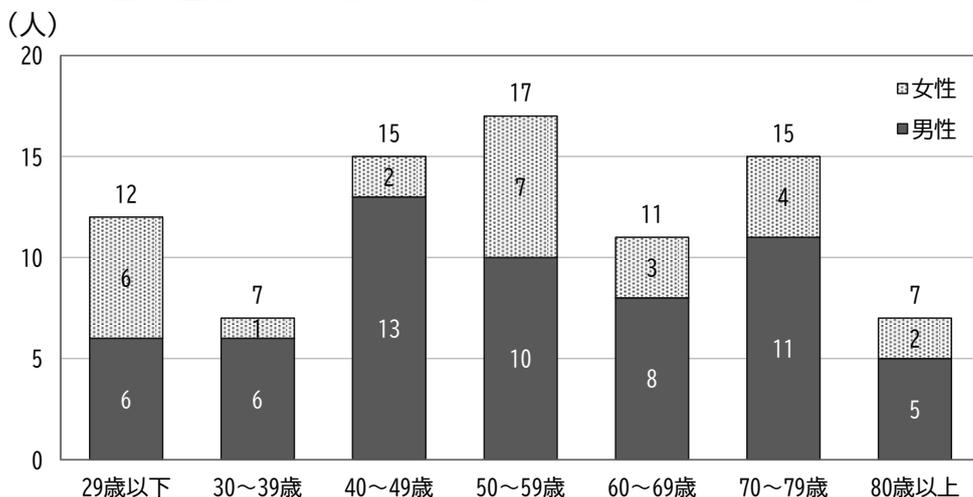
表－自殺者数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
男性	3	6	3	2	5	10	11	8	4	7	59
女性	3	4	3	1	5	1	2	0	2	4	25
合計	6	10	6	3	10	11	13	8	6	11	84

(注) 厚生労働省自殺対策推進室が警察庁から提供を受けた自殺データ(平成26～令和5年)に基づいて、全国・都道府県別・市町村別自殺者について再集計してデータを掲載。「住居地」及び「発見地」の2通りで集計されているが、本項は「住居地」の集計により作成。

また、性別・年代別に見ると、50～59歳が最も多く、次いで40～49歳、70～79歳となっています。

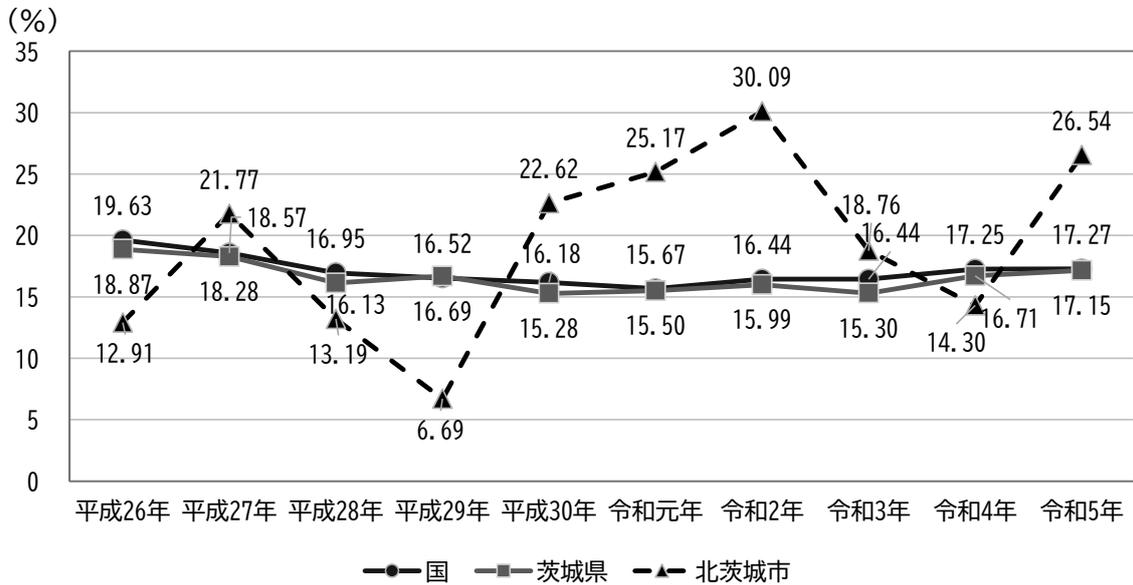
図－性別・年代別の自殺者数(平成26～令和5年合計)



(2) 自殺死亡率の推移

人口 10 万人対の自殺死亡率の推移を見ると、令和 5 年に 26.54% となっており、平成 30 年以降は、令和 4 年を除き、国、茨城県よりも高い値となっています。

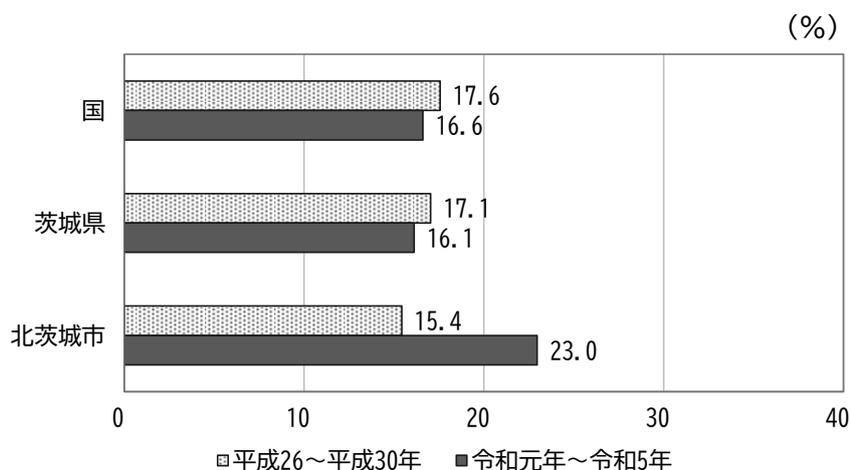
図－自殺死亡率の推移（10 万人対）



(注) 自殺死亡率（10 万人対）＝自殺死亡者数÷人口×100,000

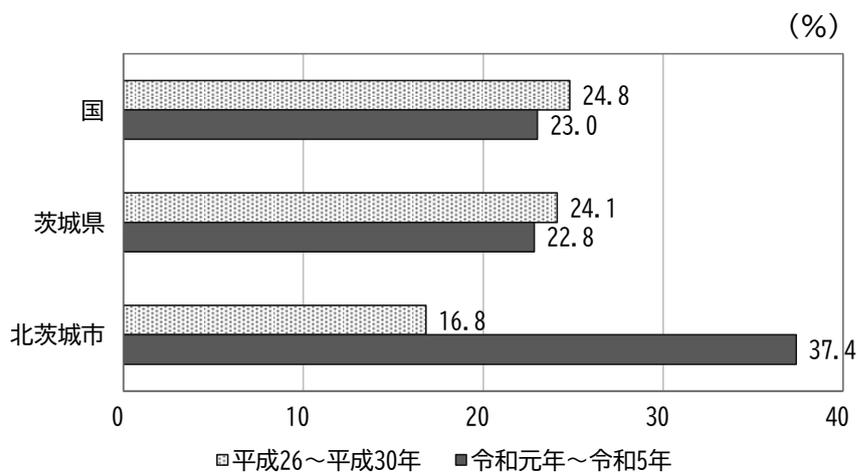
また、自殺死亡率の5年平均総数については、平成30年までは、国、茨城県より低い値でしたが、令和元年以降は高くなっており、特に男性が高い値となっています。

図－自殺死亡率の5年平均総数（10 万人対）

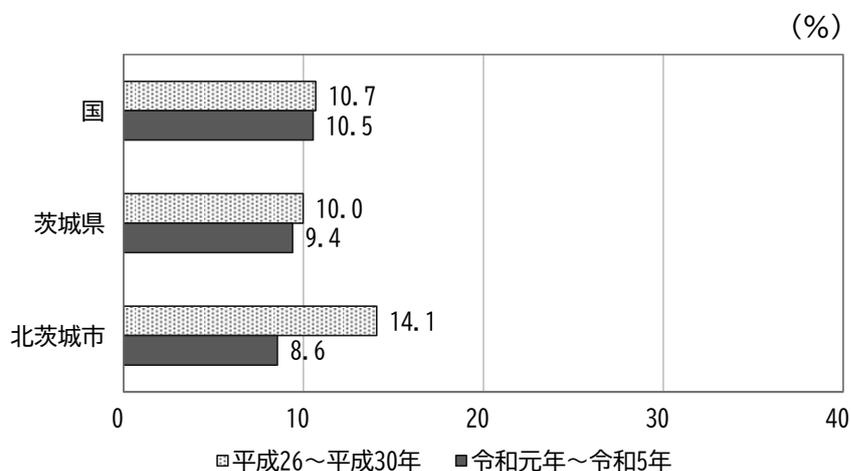


図－自殺死亡率の5年平均男女別（10万人対）

【男性】



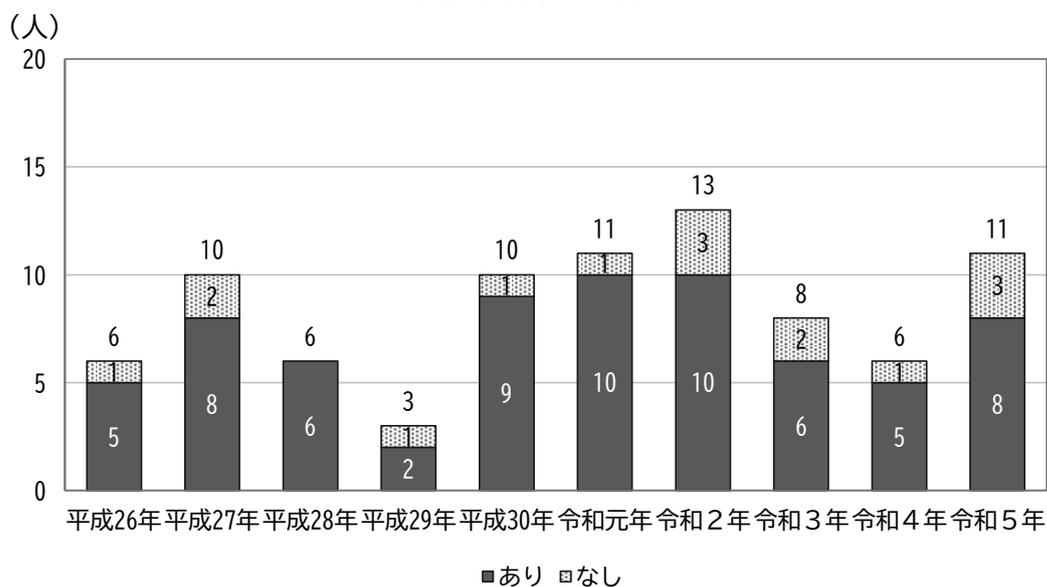
【女性】



(3) 同居人の有無

自殺者の同居人の有無を見ると、同居人ありの割合が高くなっています。

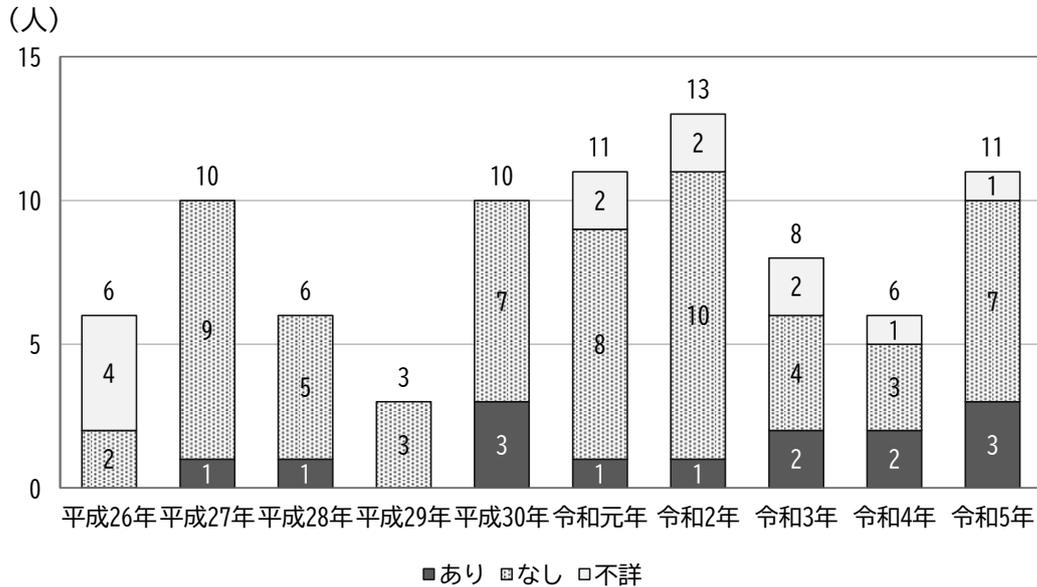
図－同居人の有無



(4) 自殺未遂歴の有無

自殺者の自殺未遂歴の有無については、未遂歴なしの人数が多くなっています。

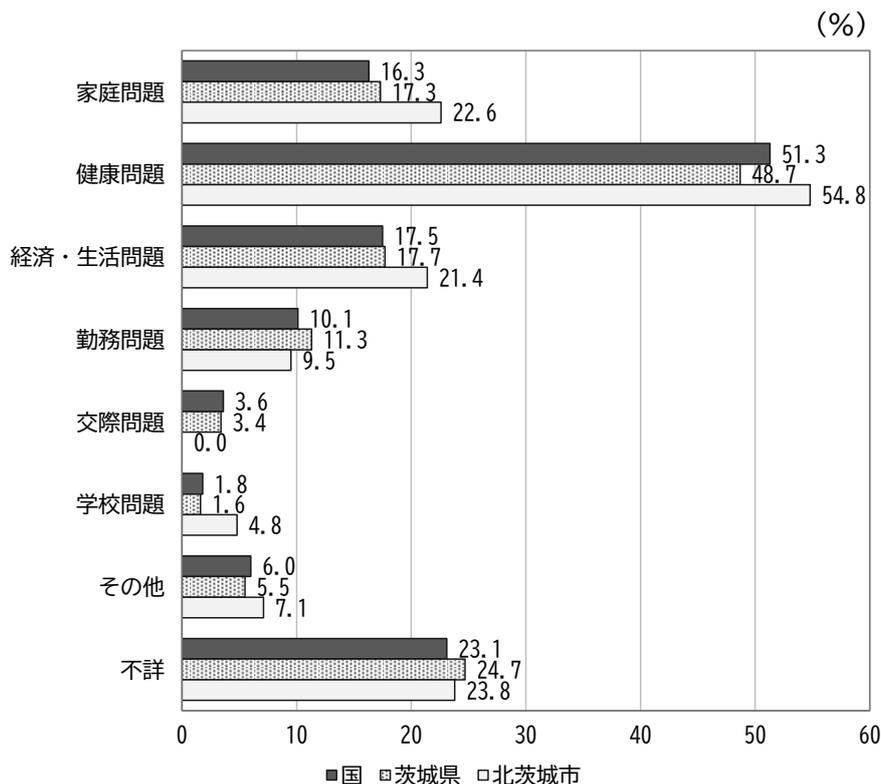
表－自殺未遂歴の有無



(5) 原因・動機別の状況

自殺者の原因・動機別の状況については、健康問題が54.8%と特に多く、次いで家庭問題22.6%、経済・生活問題21.4%となっています。

表－原因・動機別の構成比（平成26～令和5年合計）



(注)「原因・動機別」の件数を自殺者数で除して作成

5 北茨城市地域福祉計画アンケート調査結果

(1) 調査対象

令和6年5月1日現在で18歳以上の市民1,000人（無作為抽出）

(2) 調査方法

郵送による調査票の配布・回答（回答はWeb可）

(3) 調査期間

令和6年5月27日（月）～令和6年6月10日（月）

(4) 回収状況

回答数 396件（郵送 334件、Web 62件）

回収率 39.6%

(5) 調査結果

■地域生活について（P.57参照）

○「地域」の範囲については、いずれの地域においても「北茨城市全域」が多くなっているが、関南町や平潟町では「となり近所」、大津町、平潟町、関本町では「町」の割合が高くなっており、一部で合併前の行政区が意識されていると考えられる。

→身近な地域での助け合い、支え合いの実現に向け、地域特性を考慮した圏域の設定をすることで地域福祉の取組の効果を高めることが必要です。

○区または常会の加入状況については、市全体では60%前後であるが、華川町、関本町で70%台と高くなっており、「お互いの家を行き来している」関係についても、華川町、関本町では高くなっている。

○近所との付き合い方については、回答者の約7割が近所付き合いの必要性を認識しているが、日中は仕事（勤務）等の都合でほとんど会う機会が無いことから、日常的な付き合いよりも困った時に助け合うという意識が強いと考えられる。さらに、地域の活動や行事についても、積極的に参加するよりも、ほどほどに参加するという意識が強い。

→約7割の回答者が近所付き合いの必要性を認識しているが、区または常会の加入率は6割程度であり、地域によるばらつきもあります。地域社会の変化に対応した地域コミュニティの再構築が必要です。

○居住する地域の課題については、住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっていることが最多で挙げられている。それに伴い、災害時の避難体制や防犯などに不安を感じている方が多いと考えられる。

- 特に災害時の不安としては、「情報を得られるか」、「避難所に使いやすい設備があるか」、「避難所まで行くことができるか」などが多くなっている。一方で、隣近所で困っている世帯に対してできることとして、「安否確認の声掛けや見守り」、「災害時の手助け」が多くなっている。

→住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっていることが地域の課題として認識されています。

- 住んでいる地区の福祉を向上させる取組については、災害時の対応のほか、「通院・買い物等、外出時の援助制度の充実」など、移動手段のない高齢者等に対する日常生活における支援の必要性が高まっている。
- また、地域住民同士が協力する上で、問題になることとして、「近所付き合いが減っていること」、「少子高齢化が進行していること」が挙げられており、家族構成や働き方の変化、人口減少や高齢化で地域の担い手が減少する中で、地域における新しい支え合いの形を検討することが必要と考えられる。

→地域における取組として、通院・買い物等の外出時の援助制度の充実など、災害時の対応だけでなく日常的な福祉の取組が求められています。

■こころの健康について（P. 68 参照）

- 自分の不満や悩み、つらい気持ちを受け止めてくれる人の有無については、「多少はいると思う」が64.4%と最も多いが、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに7割の方がためらいを感じている。一方で、「あまりいないと思う」17.9%、「まったくいないと思う」4.5%など、約2割の方が不安を感じている。
- 日頃感じている悩みや苦勞、ストレス、不安については、「病気など健康の問題」、「家庭の問題」、「経済的な問題」が多くなっているが、年齢により内容が異なることから、きめ細やかな対応が必要と考えられる。また、解決方法についても、「家族や友人、親族等の身近な人に相談する」が多くなっているが、60歳代より若い年代では「インターネットで解決策を調べる」という回答も多くなっており、インターネットの適切な利用についての啓発も必要と考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症流行以降の心情や考えの変化については、若い年代で多く感じている傾向があることから、引き続き注視する必要があると考えられる。
- 自殺対策については、自身に関わる問題だと認識している割合は少ない。

→悩みやつらい気持ちを受け止めてくれる人との関係を持ちつつも、実際に相談することについてはためらう傾向があることから、相談しやすい環境づくりが必要です。また、年齢によって悩みの原因や解決する方法が異なることから、年代の特性を考慮した対応が必要です。

■福祉サービスについて（P.69 参照）

- 福祉サービスを受けているのは、回答者の半数程度となっている。サービスを受けていない理由として、「サービス利用の方法がわからないから」、「家族が支援してくれるから」という回答も見られることから、サービスを必要とする人が情報にアクセスできる環境を整備し、本人の心身の健康の維持と家族の負担軽減を促進する必要がある。
- 福祉サービスの情報の入手先としては、「市役所の窓口・市の広報紙・公式ホームページやSNS*等」、「市社会福祉協議会・地域包括支援センターの窓口・広報紙・ホームページ」、「医療機関や福祉サービス事業者」など、福祉サービスの提供主体が多くなっており、引き続き、情報発信の強化に努める必要がある。
- 生活上の悩みを抱えた際の相談先については、「家族・親類」が多くなっている。一方で、民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援制度*、日常生活自立支援事業*といった支援施策についての認知度は低くなっており、支援制度の周知が必要と考えられる。

→家族が中心となり支援を行っていますが、サービスを必要とする人が、適切にサービスを受けることができないケースも想定され、情報提供の一層の充実と、福祉を提供する主体との連携強化が必要です。

- 今後、市が優先して取り組むべき施策については、施設やサービスの充実が多いが、「住民がともに支え合う仕組みづくり（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」、「地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場（サロン）の整備」など、地域におけるサービスの充実に関する意見も見られ、地域の特性やニーズを考慮しながら、地域における福祉のあり方を検討する必要がある。

→地域におけるサービスの充実が求められており、コミュニティや近隣の関係づくりを含め、地域における福祉サービスの検討が必要です。

6 地域福祉関係団体等ヒアリング結果の概要

(1) ヒアリング実施団体等

- 北茨城市連合民生委員児童委員協議会
- 北茨城市社会福祉協議会
- 北茨城市コミュニティケア総合センター（元気ステーション）
- 北地区保護司会北茨城分区会

(2) ヒアリング時期

令和6年8月6日（火） ～ 令和6年10月7日（月）

(3) ヒアリング結果

■福祉サービスのニーズや提供体制について感じていること

- 高齢者や障害者を対象とした福祉サービスのニーズが増えていることを感じる一方で、担い手の不足を懸念している。また、利用者のニーズの変化なども感じており、現状の提供体制では対応できないケースもある。
- 交通機関が少ないことや高齢者が免許を返納することで、通院や地域の買い物、趣味の活動などへの参加が困難になる方が増えることが予想される。介護タクシーはあるが高額である。買い物や趣味の活動などへの移動手段を考えることが必要。
- 自治体が縮小する中では、これまで住民に提供してきたことが今後も全てできるわけではないことを理解してもらうことが必要。初期投資はあるにせよ、DX*等を導入することで解決できることもある。

→福祉サービスについてのニーズが増加、多様化する一方で、担い手の不足や自治体の縮小等により、提供体制の維持も困難になっており、ニーズの精査やデジタル技術の活用等に取り組む必要があります。

■地域コミュニティ（共助）や担い手について、感じていること

- 地域コミュニティに関しては、その地区によりつながりの深さや関わる機会に地域差があることを感じており、地域の住民同士が関わる機会の創出が必要。
- 担い手の高齢化が憂慮されている。次世代にどのようにPRし、参加につなげるのかを考えなければならない。
- 福祉教育を充実させながら、ボランティア等が積極的に活動できるネットワークを形成することが重要。
- 独居高齢者や高齢夫婦が増えているが、近所付き合いのコミュニティは減っている。若い世代が少ないコミュニティでは、自分のことができる高齢者同士がお互いに助け合えるコミュニティが期待されているが、80歳代以上では難しいと感じる。
- 地域ではつながる機会が無くなっている。自助・共助が薄まる中、各世帯に踏み込みにくい状況がある。「声掛け運動」により挨拶をしても不審者扱いされる例もあるなど、思惑がすれ違う例も生じている。
- 地域の担い手として若い人を入れていかないといけない。若い人を入れないと将来につながらないと感じている。
- 一般の人は、隣人に何か言われても動こうとしないが、行政が入ることで、聞く耳を持つようになる気がする。
- 定年退職の年齢が引き上げられたことで、65歳までは現役世代とされ、働く若い人も多いため、地域コミュニティ活動への参加が広がらない状況である。さらに以前と異なり、定年後も75歳位まで働くため、その後にボランティアをしようとはならない。また、現代の生活スタイルにより、以前ほどボランティアに費やせる時間も減っている。
- 保護司※等は現在充足しているが、安心していられる状況ではない。
- 若い人たちは近所ですつながるより、こどもたちの仲間、例えばスポーツ少年団などのコミュニティで若い人同士でつながっているのではないか。
- 地域で何かする時は学校に話をして、一緒にできないか相談させてもらうケースが多い。

→人口減少や高齢化、家族の小規模化や就労する人の増加等による地域コミュニティの変化、担い手の不足が指摘されています。一方で、独居の高齢者の増加などにより、地域における支え合いの必要性が指摘されており、従来のコミュニティ活動とは異なる交流機会の創出などを通じて、地域におけるつながりを維持・創出する必要があります。

■市が優先して取り組むべき施策

- 住み慣れた地域や自宅で暮らすことを希望する高齢者や障害者が、在宅で生活が続けられるサービスの充実。
- 福祉施設でのサービスを必要とする高齢者、障害者、児童が、適切なサービスを受けられる体制を確保するとともに、安心して暮らし続けられる施設（老人ホーム、障害者施設、グループホーム等）の確保。
- 全ての人のこころと体の健康づくりに向けた健康増進や介護予防活動の推進、支援を必要とする人に対する相談や訪問指導などのサービスの充実。
- 少子化が進む中で、地域における見守りや世代間のつながりの創出とともに、行政による子育て支援施策等の充実が求められている。また、安全・安心な生活環境づくりに向け、学校警察連絡協議会などの会議の取りまとめの支援が期待される。

→支援を必要とする人やその家族のニーズを考慮しながら、地域での生活や施設の利用が適切に選択できる環境を整えることが求められており、施設やサービスの整備だけではなく、情報提供や相談支援体制を充実させる必要があります。

■その他、これからの地域福祉について感じていること

- 新型コロナウイルス感染症の影響で希薄となった地域のつながりを改めて構築していくことが必要。
- 昨年の台風被害（令和5年台風13号）を契機に近隣の住民同士の助け合い活動や新しい地域のつながりが見られたので、コロナ禍や災害などの経験を活かしながら多角的にアプローチしていきたいと考えている。
- ボランティアによるつながりの強化や安心して生活できる地域づくり、情報の発信などによる皆がつながり支え合うまちづくり（孤独にさせない）が必要。
- 学校と連携して進める地域づくり、社協支部や民生委員の活動の広がり、人材育成と環境づくり、市民のニーズにあった事業展開や相談・支援ネットワークの充実などによる、皆が参加して進める地域づくりが必要。
- コンパクトシティ※をやろうと言われていたが難しい。コアになる部分と地域のサテライト※になる部分としてハブ※を作ることで、交通の距離を縮め、医療や食料、行政の一部の拠点をつくりそこに来てもらうのがいいのではないか。
- 地域福祉計画は、今後の地方行政の一番重要なものになってくる気がする。

→少子高齢化が進む中で、地域福祉は今後も不可欠な活動であり、地域コミュニティの変化や人口減少といった社会変化を考慮しつつ、持続可能な地域福祉活動の実現に向けて、ボランティア活動への参加促進、学校と地域の連携強化、支援ネットワークの充実などに取り組む必要があります。

Ⅲ 目標と施策の考え方

1 地域共生社会の実現

地域福祉を巡っては、分野別の対応ではなく分野を横断して対応することが不可欠となっているほか、孤立や孤独、ひきこもりといった「社会的孤立[※]」への対応も求められるようになってきています。

一方で、人口減少や地域コミュニティの希薄化により、福祉の担い手が減少しており、既存の福祉サービスや仕組みだけでは対応が困難になっていることから、行政が整備・提供する福祉サービスと協働し、住民同士が助け合いながら暮らすことができる仕組みである『地域共生社会』づくりを目指す必要があります。

2 地域福祉を支える助け合い意識の醸成

地域福祉を推進するためには、互いに支え合い、助け合うという意識を持ち、実践することが不可欠です。

そのため、行政が整備・提供する福祉サービス（公助）だけでなく、自身や同居家族の行動（自助）、地域住民、地域活動を行う人たち及び福祉サービス事業者等による協力（共助）に加え、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等を踏まえ、身近な人間関係の中で自発的に支え合い、助け合うこと（互助）も重要性が高くなっており、このような助け合いの意識を育む必要があります。

■参考 令和5年版厚生労働白書で示された取組の方向性

多様な新しいチャンネル[※]を通して、全ての人に「つながり・支え合い」を創出する～包括的な「つながり・支え合い」～

- 属性を問わない相談支援やアウトリーチ[※]を始めとする「包括的な支援体制」の構築
- 重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の構築
- 関係機関ネットワークの構築と伴走型支援[※]・アウトリーチ支援
- 『地域共生社会』の実現に向けた権利擁護支援の推進

IV 第5期北茨城市地域福祉計画における目標と基本方針

1 計画の目標

地域福祉計画は、福祉分野のマスタープランとしての性格を有する計画であり、第5期計画においては、第4期計画までの基本理念や施策等を踏まえつつ、『地域共生社会』の実現を目指します。人口減少・少子高齢化といった地域福祉を巡る環境の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズという現状を踏まえ、地域の人々や多様な主体が福祉のまちづくりに参画するとともに、全ての人々が尊厳と自主性を持ちながら、住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりを目指し、本計画の目標を次のように設定します。

支え合いで、「安心」と「地域」を育む福祉のまちづくり

～ 一人ひとりの参加でつくる福祉のまち ～

2 計画の基本方針

計画の目標を実現するため、4つの基本方針により施策の体系化を行います。

■基本方針－1 地域で支える仕組みづくり

- 身近な地域で支え合う福祉体制の整備
- 交流のきっかけや、活動の場づくりの支援
- 地域活動への参加促進と担い手の育成

■基本方針－2 多様な主体が参加し、支え合う仕組みづくり

- 地域づくりや問題解決に対する支援の強化
- 地域福祉を担う団体への支援
- 福祉や保健等の専門的人材の育成

■基本方針－3 適切な支援につなげる体制づくり

- 気軽に相談できる体制の整備
- 全ての人々の尊厳を守る体制の整備
- 関わり合いを通じた支援体制の充実
- こころの健康と命を守る取組の推進
- 情報提供・相談支援体制の充実
- 福祉情報の共有とネットワークの充実

■基本方針－4 全てのひとが生き生きと暮らす地域づくり

- 自分らしく生活できる取組の推進
- 権利擁護の推進
- 犯罪や非行をした者の社会復帰の支援
- 暮らしやすい地域環境づくり
- 生活困窮者や貧困対策の充実
- 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

3 SDGs※の実現に向けた取組

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、令和12年までの国際社会共通の目標として、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために設定された17のゴールと169のターゲットで構成されています。

SDGsには「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念のもと、「1 貧困をなくそう」や「3 すべての人に健康と福祉を」など、地域福祉に密接に関連するゴールが多く含まれることから、本計画においても、これらの課題解決に積極的に取り組んでいくことを目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



V 施策の展開

■基本方針－1 地域で支える仕組みづくり

貢献を目指す SDGs のゴール



【現状・課題】

- 地域においては、人口減少や少子高齢化に加え、従来のコミュニティの希薄化が進んでいます。
- 地域福祉計画アンケート調査においても、住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっていることが地域の課題として認識されています。
- 『地域共生社会』の実現に向けては、『我が事・丸ごと』の地域づくりが不可欠であり、地域住民同士の交流機会を創出し、地域におけるつながりを強めることが重要です。
- また、地域におけるつながりの創出においては、地域で活動する主体の連携・協働や、将来の地域の担い手となる世代の参加を促進する必要があります。

【方向性】

住民同士が交流することができる場や機会の充実を図り、住民同士の関係づくりや互いに支え合う地域づくりを推進します。また、若い世代から高齢者まで、幅広い住民や、様々な主体が地域活動を通して地域に参画できるような環境づくりを推進します。

【関連する計画】

- 第9期北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
第4章 施策展開／基本目標2「安心して暮らしやすい在宅環境づくり」
基本目標4「地域で見守り、支え合うまちづくり」
- 北茨城市障害者基本計画
第V章 障害者福祉に関する取組 基本方針－3
社会参加と交流を通じ、関係づくりを促進する機会づくり
- 北茨城市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
第II章 障害福祉サービス等の見込量 5 地域生活支援事業
- 北茨城市地域防災計画
第2部 第1編 第3章 第5節 災害時における要配慮者の安全確保のための備え
第2部 第2編 第2章 第3節 応急対策、災害復旧への備え
第3部 第1編 第4章 第1節 避難活動
第3部 第1編 第5章 第6節 要配慮者の安全確保対策
第3部 第2編 第8章 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第4次北茨城市地域福祉活動計画
第4章 基本計画1 ボランティアのつながりを強化しよう
基本計画2 安心して生活できる地域づくりをすすめよう
基本計画5 社協支部のネットワークを充実しよう

(1) 身近な地域で支え合う福祉体制の整備

地域で支え合い、助け合うことができる環境づくりを進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
①地域の交流事業の支援 世代を超えた交流や、知恵や技術の伝授等を促進するため、地域住民相互の交流事業を支援します。	◆まなびすとアカデミー等推進事業	生涯学習課
	◆特別非常勤講師（社会人）活用事業	学校教育課
	◆社協支部や高齢者クラブと学校によるふれあい事業	社会福祉協議会
②地域における見守り活動の支援 地域における高齢者の見守りや避難行動要支援者に対する支援を行うため、必要な体制づくりに努めます。	◆愛の定期便事業	高齢福祉課
	◆配食サービス事業	高齢福祉課 社会福祉協議会
	◆避難行動要支援者に対する支援	高齢福祉課 子育て支援課 社会福祉課
	◆生活支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
	◆在宅福祉サービスセンター事業	社会福祉課 社会福祉協議会



配食サービス事業

(2) 交流のきっかけや、活動の場づくりの支援

関係性の希薄化が問題となっている地域コミュニティを再生するため、参加のきっかけづくりや活動の機会づくりを進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
①地域福祉交流センターの整備 本市における地域福祉活動の拠点となる地域福祉交流センターを新しく整備し、地域福祉活動の充実を図ります。	◆地域福祉交流センターの設置	社会福祉課
②地域による課題解決の支援 地域住民が自ら地域課題を解決し、多様な生活支援の仕組みを構築することで、地域づくりにつながる「生活支援体制整備事業」の推進のほか、高齢者等の交流拠点（サロン）づくり等、地域の課題解決のための取組を支援します。	◆生活支援体制整備事業	高齢福祉課 社会福祉協議会
	◆生活支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
	◆ふれあい・いきいきサロン事業	社会福祉協議会

(3) 地域活動への参加促進と担い手の育成

地域活動への多様な主体の参加を促進するとともに、担い手の高齢化が進む中で、将来の担い手となる若年層の参加促進及び育成に取り組みます。

取組内容	主な事業	担当課等
①NPO法人等との連携強化 地域福祉の担い手となる組織の育成を図るため、NPO法人等との連携を強化するとともに、活動内容の発信に取り組みます。	◆NPO法人の運営支援	まちづくり協働課
	◆フードバンク※事業	社会福祉協議会
	◆社協支部と企業等との交流事業	社会福祉協議会

■基本方針－2 多様な主体が参加し、支え合う仕組みづくり

貢献を目指す SDGs のゴール



【現状・課題】

- 地域福祉を推進するためには、福祉の担い手が不可欠ですが、人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加などにより、地域住民が隣近所の人や地域のことに関心を持ち、主体的に行動する機会が減少しており、地域福祉計画アンケート調査においては、居住する地域の課題として、住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっていることが挙げられています。
- 一方で、介護福祉や障害者福祉においては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりが重視されており、住民同士の助け合い、支え合いの活動は、これまで以上に重要になっています。

【方向性】

多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、福祉を担う人材の育成・確保や組織の充実・強化、連携支援に取り組みます。また、多様な世代に向けたボランティア活動をはじめとする福祉活動に関する周知や体験機会の提供など、人口減少や少子高齢化が進む中で、互いに支え合いながら持続可能な地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

【関連する計画】

- 第9期北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
基本目標4「地域で見守り、支え合うまちづくり」
- 北茨城市障害者基本計画
第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－2 地域と調和した暮らしを支える仕組みづくり
第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－3 社会参加と交流を通じ、関係づくりを促進する機会づくり
- 北茨城市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
第Ⅰ章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標
- 北茨城市子ども計画
第4章 基本目標Ⅰ すべての子ども・子育て家庭を支えるまち
第4章 基本目標Ⅲ 一人ひとりの子ども・若者に寄り添うまち
- 第4次きたいばらき男女共同参画プラン
基本目標－Ⅰ 施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 第4次北茨城市地域福祉活動計画
第4章 基本計画1 ボランティアのつながりを強化しよう
基本計画6 人材育成と環境づくりをしよう

(1) 地域づくりや問題解決に対する支援の強化

多様化・複雑化する地域課題の解決を担う個人や組織に対する支援を行います。

取組内容	主な事業	担当課等
①福祉業務関係者との連携強化 福祉業務関係者の連携を強化するため、ケースに応じた柔軟な支援方針を検討する会議を開催し、関係者間の意思疎通を図ります。	◆要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
	◆地域自立支援協議会	社会福祉課
	◆在宅医療・介護連携推進協議会	高齢福祉課
②支援体制の整備 高齢者、障害者、こどもといった制度の狭間を埋め、必要な支援ができる体制づくりを進めます。	◆コミュニティケア総合センター	高齢福祉課
	◆地域包括支援センター	高齢福祉課
	◆在宅介護支援センター	高齢福祉課
	◆基幹相談支援センター※の設置	社会福祉課
	◆こども家庭センターの設置	子育て支援課
	◆ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課 社会福祉協議会
	◆在宅福祉サービスセンター事業	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 地域福祉を担う団体への支援

ボランティア団体など、地域福祉を担う団体について、後継者の育成や組織同士の連携強化を図ります。

取組内容	主な事業	担当課等
①社会福祉協議会との連携 社会福祉協議会との連携によりボランティア・市民活動を促進します。	◆ボランティア・市民活動事業	社会福祉協議会
②ボランティア活動の体験機会の提供 ボランティア活動への参加を促進するため、小中学生向けの体験機会の提供や市民に向けた広報活動の充実などに取り組みます。	◆小学生ワークキャンプ※	社会福祉協議会
	◆各学校での福祉教育学習	学校教育課 社会福祉協議会
	◆社協だよりによる広報活動	社会福祉協議会



ボランティア活動

(3) 福祉や保健等の専門的人材の育成

少子高齢化が進む中で、福祉分野においても人材不足が課題となっていることから、専門的人材確保に向けた取組を進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
<p>①研修会等による人材育成の強化</p> <p>住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指して、「北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・福祉に関わる専門職や民生委員が参加する、職種を超えた多職種研修会を定期開催します。</p>	<p>◆多職種連携研修会</p>	<p>高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課</p>
<p>②専門職人材の確保</p> <p>各分野において専門的な知見に基づいた適切な助言・指導が行えるよう、社会福祉士等の必要な専門職の配置・増員を進めます。</p>	<p>◆社会福祉士等の採用・配置</p>	<p>高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課</p>
<p>③啓発機会の充実</p> <p>ノーマライゼーション※の考え方を広めるため、年齢や障害の枠を超えて誰もが参加・交流できる生涯学習の機会の提供を推進します。</p>	<p>◆生涯学習センター運営事業及び視聴覚ライブラリー事業</p>	<p>生涯学習課</p>

■基本方針－3 適切な支援につなげる体制づくり

貢献を目指す SDGs のゴール



【現状・課題】

- 全ての市民が住み慣れた地域で生活を送れるようにするためには、必要な時に必要な福祉サービスを探し、利用できる環境が必要です。
- 地域コミュニティや家族構成、ライフスタイルなどが大きく変化している中で、地域福祉については、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、福祉サービスを必要とする人に対して、重層的に支援できる体制が求められています。
- 地域福祉計画アンケート調査では、サービスを利用せずに家族が支援を行っているとの回答や、サービスの利用方法がわからないなどの意見もあり、必要な人に適切に情報を提供する仕組みづくりが求められています。

【方向性】

福祉サービスを必要とする人やその周囲の人々に対し、効率的・効果的に適切な支援を提供するための体制整備に取り組みます。

【関連する計画】

- 第9期北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
基本目標4「地域で見守り、支え合うまちづくり」
- 北茨城市障害者基本計画
第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－1 自立と支援が融合した地域社会づくり
第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－2 地域と調和した暮らしを支えるまちづくり
第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－3 社会参加と交流を通じ、関係づくりを促進する機会づくり
- 北茨城市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
第Ⅱ章 障害福祉サービス等の見込量 5 地域生活支援事業
- 北茨城市こども計画
第4章 基本目標Ⅲ 一人ひとりのこども・若者に寄り添うまち
- 第4次きたいばらき男女共同参画プラン
基本目標Ⅰ 施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った意識改革
基本目標Ⅲ 施策の方向性1 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 健康きたいばらき21
基本目標－2 健康づくりを意識し、身体やこころの健康づくりに取り組みましょう
基本目標－4 健康を支え、健康寿命を延伸する環境を整えます
- 第4次北茨城市地域福祉活動計画
第4章 基本計画2 安心して生活できる地域づくりをすすめよう
基本計画3 情報の共有・発信をしよう
基本計画7 地域をつなぐ社協を目指そう

(1) 気軽に相談できる体制の整備

全ての人が健やかに暮らせるよう、悩みや身近な問題について相談できる環境づくりを進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
①相談体制の整備 福祉・介護・保健等の各担当課、市民病院、その他関係部局が連携し、高齢者や障害者等の支援が必要な市民とその家族に対する相談・情報提供体制の強化を図ります。	◆コミュニティケア総合センター	高齢福祉課
	◆地域包括支援センター	高齢福祉課
	◆在宅介護支援センター	高齢福祉課
	◆基幹相談支援センターの設置	社会福祉課
	◆こども家庭センターの設置	子育て支援課

(2) 全ての人々の尊厳を守る体制の整備

全ての人々の尊厳を守り、健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
①高齢者・障害者・児童に対する虐待対応の推進 高齢者、障害者、児童に対する虐待の未然防止に努めるとともに、課題解決に向けて速やかに対応できる体制の充実を図ります。	◆虐待防止に係る啓発活動	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課
	◆虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連携強化	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課
②人権教育の推進 人権教室や人権相談、多様な人権教育活動に対応できる啓発資料や教材等の充実に努めます。	◆人権擁護委員による教育・相談・啓発活動	まちづくり協働課
	◆人権問題啓発資料・教材の整備	生涯学習課
	◆人権教育研修会の実施	生涯学習課
③DV※対策の推進 DV防止の啓発と、相談窓口の周知を行います。また、茨城県女性相談センターや警察等の関係機関との連携を強化し、一時保護等により被害者の安全を確保します。	◆DV防止に係る啓発活動等	子育て支援課 まちづくり協働課



ポスターによる啓発

(3) 関わり合いを通じた支援体制の充実

社会的孤立やひきこもり、ヤングケアラーなど、近年増加している福祉課題に対する支援の充実を図ります。

取組内容	主な事業	担当課等
①ひきこもり者や家族に対する支援 ひきこもり者について、民生委員・児童委員による情報提供等を通じて、早期発見・早期介入を促進し、何の支援も受けられない状態になりやすいひきこもり者やその家族を支援します。	◆要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
	◆生活支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
	◆スクールカウンセラー*配置事業、 スクールソーシャルワーカー*活用事業	学校教育課
②地域ぐるみの支援体制の充実 孤立防止及びひきこもり者やその家族を支援するため、地域における見守りや居場所づくりに取り組みます。	◆生活支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会

(4) こころの健康と命を守る取組の推進

こころの病や自殺予防に関する市民の正しい理解を醸成します。

取組内容	主な事業	担当課等
<p>①自殺防止に対する支援</p> <p>一人で悩まず相談することの大切さを理解してもらうため、自殺予防週間や世代に応じたSOSの出し方について周知・啓発を行います。</p>	◆自殺対策に係る普及啓発と人材育成	社会福祉課
<p>②つながりの創出による支援</p> <p>孤立防止や生きがいの創出を図るため、学校や職場、地域などと連携した支援や居場所づくりに取り組みます。</p>	◆スクールカウンセラー配置事業、 スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課
	◆教育支援センター運営事業	学校教育課
	◆高齢者の生きがい対策事業	高齢福祉課
<p>③こころの健康づくり</p> <p>自殺の原因の一つとして健康問題に起因するこころの病気があるため、精神疾患に対する正しい理解を促進するとともに、本人や家族が相談できる場として、精神保健相談を継続します。</p>	◆精神保健相談の実施	健康づくり支援課
	◆こころの健康づくり講演会の実施	健康づくり支援課
<p>④支える体制の整備</p> <p>自殺対策を支える人材の育成等、地域におけるネットワークづくりを推進し、包括的な相談支援体制の構築を進めます。</p>	◆自殺対策に係るネットワークづくり	社会福祉課

(5) 情報提供・相談支援体制の充実

必要な情報を適時得ることができるよう、情報提供や相談支援体制を構築します。

取組内容	主な事業	担当課等
①情報発信の充実 従来の広報媒体を介した情報提供のほか、公民館等の公共施設に福祉情報のパンフレットの配置をするなど、ケースに応じた効果的な情報提供の手段を選択し取り組みます。	◆「ハローまなびすと」及び「まなびすとアカデミー総合案内」の発行・提供	生涯学習課
	◆「元気手帳」の発行・提供	高齢福祉課
	◆「子育て一番きたいばらき」の発行・提供	子育て支援課
	◆「健康カレンダー」の発行・提供	健康づくり支援課
	◆障害福祉サービスに関する情報発信	社会福祉課
②相談体制の充実 福祉・介護・保健等の各担当課が連携し、相談者のニーズに即した迅速な対応に努めます。 各地区の民生委員・児童委員に対し福祉相談業務の研修会を実施するなど、地域の相談員として活動しやすい状況を作るほか、広報等によりその存在を広くアピールします。	◆コミュニティケア総合センター	高齢福祉課
	◆地域包括支援センター	高齢福祉課
	◆在宅介護支援センター	高齢福祉課
	◆基幹相談支援センターの設置	社会福祉課
	◆こども家庭センターの設置	子育て支援課

(6) 福祉情報の共有とネットワークの充実

多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、福祉分野が適切に連携できるよう、情報の共有やネットワークを構築します。

取組内容	主な事業	担当課等
①福祉情報の共有とネットワークの充実 福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、庁内関係課において、必要な情報の共有を推進し、高齢者、障害者、こども等の福祉サービスを総合的に提供する体制を強化します。	◆コミュニティケア総合センター	高齢福祉課
	◆地域包括支援センター	高齢福祉課
	◆在宅介護支援センター	高齢福祉課
	◆基幹相談支援センターの設置	社会福祉課
	◆こども家庭センターの設置	子育て支援課
	◆地域福祉交流センターの設置	社会福祉課

■基本方針－4 全てのひとが生き生きと暮らす地域づくり

貢献を目指す SDGs のゴール



【現状・課題】

- 『地域共生社会』においては、住み慣れた地域で生活を継続できる環境づくりが必要となります。
- 地域における取組として、通院・買い物等の外出時の援助制度の充実など、災害時の対応だけでなく日常的な福祉の取組が求められています。
- 地域福祉においては、高齢者や子どもといった世代ごとの施策とともに、障害者、生活困窮者、ひきこもり、犯罪や非行をした者等への支援も求められるなど、異なるニーズに対する広範な支援が期待されています。
- 地域福祉計画アンケート調査では、高齢化等により、移動などの日常生活を支えるサービスに対するニーズも多くなっており、全ての人が住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりが必要です。
- 支援制度は整備されているものの、必要な情報や支援に、十分にアクセスできないケースも想定され、支援施策に関する情報発信の強化が必要です。
- 自然災害が激甚化・頻発化する中、地域において、互いに支え合いながら暮らすことができる環境づくりが求められています。

【方向性】

全ての人が、住み慣れた地域で暮らすことができる地域づくりに向け、『地域共生社会』の理念の下で、「お互いさま」という支え合いの関係づくりや、権利擁護、社会との関わり合いや社会復帰の支援、災害時の支援・避難体制の確保に向けた施策を推進します。

【関連する計画】

- 第9期北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 - 基本目標3 高齢者や介護者を支える介護環境づくり
 - 基本目標4 地域で見守り、支え合うまちづくり
- 北茨城市障害者基本計画
 - 第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－1 自立と支援が融合した地域社会づくり
 - 第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－2 地域と調和した暮らしを支える仕組みづくり
 - 第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－3 社会参加と交流を通じ、関係づくりを促進する機会づくり
 - 第Ⅴ章 障害者福祉に関する取組 基本方針－4 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり
- 北茨城市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
 - 第Ⅰ章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標
 - 第Ⅱ章 障害福祉サービス等の見込量
- 北茨城市子ども計画
 - 第4章 基本目標Ⅰ すべての子ども・子育て家庭を支えるまち
 - 第4章 基本目標Ⅲ 一人ひとりの子ども・若者に寄り添うまち
- 健康きたいばらき21
 - 基本目標－4 健康を支え、健康寿命を延伸する環境を整えます

- 北茨城市地域防災計画
 - 第2部 第1編 第3章 第5節 災害時における要配慮者の安全確保のための備え
 - 第2部 第2編 第2章 第1節 津波に強いまちづくり
 - 第2部 第2編 第2章 第3節 応急対策、災害復旧への備え
 - 第3部 第1編 第4章 第1節 避難活動
 - 第3部 第1編 第5章 第6節 要配慮者の安全確保対策
 - 第3部 第2編 第8章 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第4次北茨城市地域福祉活動計画
 - 第4章 基本計画2 安心して生活できる地域づくりをすすめよう
 - 基本計画4 学校と連携した地域福祉活動をすすめよう
 - 基本計画5 社協支部のネットワークを充実しよう
 - 基本計画7 地域をつなぐ社協を目指そう

(1) 自分らしく生活できる取組の推進

自立して生活を送ることができるよう、制度の活用や支援体制の整備を進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
①日常生活自立支援事業の推進 日常生活自立支援事業を通じて、福祉サービスの利用援助や金銭管理等、日常生活上の支援を行います。	◆日常生活自立支援事業	社会福祉協議会
②自立支援協議会等の活用 障害者の意思決定支援等の強化を図るため、関係機関の連携の場である自立支援協議会において、権利擁護に関する協議を行います。	◆地域ケアシステム推進事業	社会福祉課 社会福祉協議会
	◆地域自立支援協議会	社会福祉課

(2) 権利擁護の推進

全ての人々が尊厳を持ち、自分らしく生活することができるよう、権利擁護の推進に取り組みます。

取組内容	主な事業	担当課等
①権利擁護に対する情報提供 成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。	◆成年後見制度利用支援事業	高齢福祉課 社会福祉課
②権利擁護を推進する中核機関の充実 権利擁護支援を必要とする人の発見及び早期段階からの相談・対応体制の充実を図ります。	◆成年後見制度利用促進事業	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
③権利擁護に対する総合的な支援 認知症総合支援事業の実施を通じて、認知症の人やその疑いのある人に対して、権利擁護を含めて総合的な支援を行います。	◆認知症地域支援推進員の配置	高齢福祉課

(3) 犯罪や非行をした者の社会復帰の支援

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえながら、住居や就業などの生活基盤の確立を支援するとともに、保健・福祉・教育にアクセスできる環境を整備します。

取組内容	主な事業	担当課等
①就労・住居の確保等 就労の定着促進のため、ハローワークとの連携を強化します。また、生活の安定を図るため、生活困窮者自立支援事業による支援を行います。 住宅困窮者に対しては、公営住宅への入居に対する支援を行います。	◆生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
	◆市営住宅事業	都市計画課
②保健・医療・福祉サービスの利用の促進等 支援が必要な人に対し、保護司や関係機関と連携し、保健・医療・福祉サービスの紹介及び手続きの支援等を行います。	◆コミュニティケア総合センター	高齢福祉課
	◆地域包括支援センター	高齢福祉課
	◆在宅介護支援センター	高齢福祉課
	◆基幹相談支援センターの設置	社会福祉課
	◆こども家庭センターの設置	子育て支援課
③学校等と連携した修学支援の実施等 市内の学校等において非行防止や薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。	◆健康教育推進事業	学校教育課
④関係団体との連携強化 保護司の確保に向けて、適任者の推薦を行うなど関係機関との連携を強化します。 また、保護司会や更生保護女性会等の更生保護諸活動に取り組む団体の活動を支援します。	◆保護司会・更生保護女性会等に対する活動支援	社会福祉課
⑤広報・啓発活動の充実 国や県等の関係機関と連携し、犯罪や非行防止に向けた広報活動の展開とともに、再犯防止に向けた地域理解の促進及び保護司会等が取り組む更生保護活動の広報を通じて、市民活動への理解を深めることを目指します。	◆市ホームページ等による広報活動	社会福祉課

(4) 暮らしやすい地域環境づくり

高齢化に伴い、買い物や移動、ごみ出しなどが課題となる中で、身近な地域で生活を継続できる環境づくりを進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
①高齢者の生活利便性の確保 北茨城市地域公共交通計画に基づき、高齢者や障害者等の交通弱者に対する支援を行います。	◆地域交通利用券（タクシー券） 交付事業	まちづくり協働課
	◆重度障害者通院等交通費助成事業	社会福祉課
②地域における支援体制の整備 今後、さらに高齢化の進展に伴う独居高齢者世帯の増加が予想されることから、地域における見守りや生活支援活動の充実について検討します。	◆行商サービス事業	高齢福祉課
	◆生活支援体制整備事業	社会福祉協議会
	◆在宅福祉サービスセンター事業	社会福祉課 社会福祉協議会



行商サービス事業

(5) 生活困窮者や貧困対策の充実

日常生活に支援を必要とする方に対する支援の充実を図ります。

取組内容	主な事業	担当課等
①生活困窮者に対する情報提供 生活困窮者の相談に対し、適切かつ効果的な支援ができる相談体制の充実と窓口の周知を図ります。	◆生活困窮者自立支援相談事業	社会福祉課
	◆生活保護事業	社会福祉課
②生活困窮者に対する連携体制の整備 ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他関係機関等との連携体制を強化し、生活困窮者の状況把握や自立に向けた具体的協議ができるネットワークを構築します。	◆高萩・北茨城地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	社会福祉課
	◆生活福祉資金及び福祉資金の貸付	社会福祉協議会
③切れ目のない支援体制の整備 こどもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」、「経済的支援」を柱としたこどもの貧困対策を総合的に推進します。	◆要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
	◆生活保護事業	社会福祉課
	◆就学援助事業	教育総務課

(6) 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

災害が激甚化する中で、地域の中で助け合いながら暮らすことができる環境づくりを進めます。

取組内容	主な事業	担当課等
<p>①要配慮者利用施設※に対する支援</p> <p>社会福祉施設や学校、医療施設などの要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を支援します。</p>	<p>◆要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援</p>	<p>総務課</p>
<p>②避難・支援体制の整備</p> <p>北茨城市地域防災計画に基づき、災害時の避難・支援体制の整備を進めます。</p>	<p>◆避難行動要支援者に対する支援</p>	<p>高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課</p>
	<p>◆災害ボランティアセンター</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>③地域における防災体制の強化</p> <p>地域における防災体制の強化を促進するため、自主防災組織※の組織化、防災活動の支援、家庭や地域における防災対策の周知などを行います。</p>	<p>◆自主防災組織の育成・支援</p>	<p>総務課</p>
	<p>◆地域防災講演会の実施</p>	<p>社会福祉協議会</p>



地域防災講演会

VI 計画の推進に向けて

1 地域福祉の増進に向けた関連分野の連携強化

地域福祉については、こどもや高齢者といった年齢層、障害の有無や生活環境、心身の健康状態など様々な要因により異なる福祉ニーズが見られ、分野横断的な対応が必要となっています。そのため、庁内においても、福祉、保健、医療、教育、防災などの各分野が、支援を必要とする方に関する情報の共有化を図ることで、ワンストップ※による利便性の向上が実現できるよう連携強化に取り組めます。

2 地域共生社会に向けた地域福祉意識の醸成

計画策定にあたり実施した地域福祉計画アンケート調査でも把握できるように、少子高齢化、家族の小規模化などを背景に、コミュニティ意識をはじめとして、地域福祉を巡る環境が大きく変容しています。

このような中で、国は、『地域共生社会』の実現を目指すことを示しており、地域福祉への関心を持つ市民を増やすことが重要になることから、地域福祉に関する情報の発信や体験する機会の充実などにより、地域福祉意識の醸成に取り組めます。

3 福祉に携わる主体の参画促進

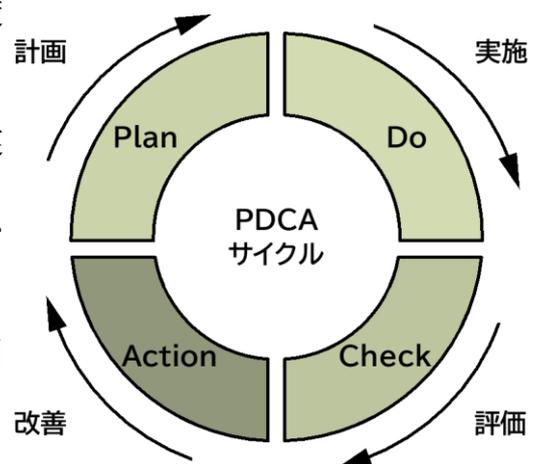
家庭や地域における問題や課題の解決にあたっては、積極的に本計画の周知を図ることで、行政だけではなく、社会福祉協議会、福祉分野で活動する団体やNPO、市民など、様々な主体の参画を促します。

4 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、本計画で位置づけた施策についての進行管理を行うことが必要になります。

そのため、進行管理の代表的な考え方となっている「PDCA」サイクルに基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を行うことにより、施策の取組状況や進行状況の評価・検証を継続し、必要に応じ施策の改善を図ることとします。

また、地域福祉計画は、福祉分野のマスタープランとしての性格を有する計画でもあり、福祉分野の個別計画で位置づけた施策とも関連することから、「PDCA」サイクルの結果を踏まえ、必要に応じてそれぞれの計画で位置づけた施策との調整を行うこととします。



資料編

1 北茨城市地域福祉計画策定委員会条例

平成14年12月24日

北茨城市条例第56号

(設置)

第1条 本市における地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定を目的として、北茨城市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員会の委員は、計画策定にかかる事案の審議が終了したとき解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を運営する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 第5期北茨城市地域福祉計画策定委員会委員

委嘱期間：令和6年7月30日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	役職等【区分】	選出規定 (条例第3条)
1	鈴木 胖	北茨城市手をつなぐ育成会会長 【障害者団体】	第1号委員 関係団体の代表者
2	松本 隆雄	北茨城市高齢者クラブ連合会会長 【高齢者団体】	
3	澤田 清	北茨城市連合民生委員児童委員協議会 副会長【民生委員】	
4	大平 忠右	北茨城市連合民生委員児童委員協議会 主任児童委員【主任児童委員】	
5	金澤 節	北茨城市社会福祉協議会事務局長 【社会福祉法人】	
6	山形 早苗	社会福祉法人ときわの杜理事長 【社会福祉法人】	
7	三浦 剛	東北福祉大学教授【学識経験者】	第2号委員 学識経験者
8	植草 義史	北茨城市民病院院長【学識経験者】	
9	鈴木 京子	北茨城市障害支援区分認定審査会委員 【看護師】	第3号委員 その他市長が必要と 認めた者
10	新保 洋子	北茨城市地域女性団体連絡会会長 【地域女性団体】	
11	滝 人司	北茨城市学校長会会長（市立磯原中学校長） 【学校長会】	
12	菅野 元	一般社団法人北茨城青年会議所理事長 【青年会議所】	
13	久保田 三枝子	ボランティアしゃくなげグループ代表 【地域活動】	
14	篠原 絹江	人権擁護委員【地域活動】	
15	和田 喜武	北茨城市議会文教厚生委員会副委員長 【市議会】	
16	鶴沼 聡	北茨城市副市長	
17	滝 浩	北茨城市教育部長	
18	鈴木 克彦	北茨城市市民福祉部長	

3 策定経緯

日 付	内 容
令和6年5月27日(月) ～6月10日(月)	北茨城市地域福祉計画アンケート調査
令和6年7月30日(火)	第1回北茨城市地域福祉計画策定委員会
令和6年8月6日(火)	□地域福祉関係団体等ヒアリング 北茨城市連合民生委員児童委員協議会
令和6年9月2日(月)	□地域福祉関係団体等ヒアリング 北茨城市社会福祉協議会 北茨城市コミュニティケア総合センター
令和6年10月7日(月)	□地域福祉関係団体等ヒアリング 北地区保護司会北茨城分区会
令和6年10月28日(月)	第2回北茨城市地域福祉計画策定委員会
令和6年12月25日(水)	第3回北茨城市地域福祉計画策定委員会(書面開催)
令和7年1月20日(月) ～2月3日(月)	パブリックコメント
令和7年2月17日(月)	第4回北茨城市地域福祉計画策定委員会(書面開催)

4 用語集

初出 ページ	用語	解説
1	ダブルケア	子育てと親や親族の介護を同時に担う状態。
1	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
5	避難行動要支援者	高齢者や障害者等、災害時に自ら避難することが困難なため、避難などの支援を必要とする方々。
22	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、オンライン上で人々がつながり、情報を共有するためのプラットフォームのこと。代表的なものとして、LINE、Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram などがある。
22	生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標に置いている。
22	日常生活自立支援事業	認知症や障害によって判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービスの利用を支援する事業。全国の社会福祉協議会によって実施されている。
23	D X	デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。
24	保護司	犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。
25	コンパクトシティ	都市の居住、商業、公共施設などを中心部に集約し、効率的で持続可能な都市づくりを目指す都市計画の概念。
25	サテライト	本拠地から離れて、その機能の一部を担い、常に交信可能な場所に設けられた施設。
25	ハブ	物流や交通の中心的な拠点のこと。
27	社会的孤立	家族やコミュニティとほとんど接触がない状態。
27	チャンネル	経路や道筋、ルート。
27	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。
27	伴走型支援	深刻化する社会的孤立に対応するため、つながり続けることを目的とする支援。
30	S D G s	「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和 12 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標。「持続可能な開発目標」。
33	フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などが寄贈し、必要な施設や団体、困窮世帯に無償で提供する仕組み。
35	基幹相談支援センター	障害者の地域における相談支援の総合的窓口。

初出 ページ	用語	解説
35	ワークキャンプ	社会福祉への理解と関心を深めてもらうとともに、福祉施設でのボランティア活動・体験学習を通じて高齢者との交流を楽しんでもらうこと。
36	ノーマライゼーション	障害者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方。
38	DV	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。「ドメスティック・バイオレンス」の略。
39	スクールカウンセラー	臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を学校に配置・派遣させることで、児童生徒のこころの悩みを受け止めるカウンセリング機能を充実させる事業。
39	スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークを行う専門職。
48	要配慮者利用施設	災害時の避難に介助や手助けが必要となる高齢者、障害者、こどもなどが利用する施設。
48	自主防災組織	地域住民が協力して災害から身を守るために結成する組織。
49	ワンストップ	行政手続きなどで、利用者の利便性を高めるため、1つの窓口で必要な手続きを行うこと。

5 北茨城市地域福祉計画アンケート調査結果（抜粋）

（1）調査対象

令和6年5月1日現在で18歳以上の市民の1,000人（無作為抽出）

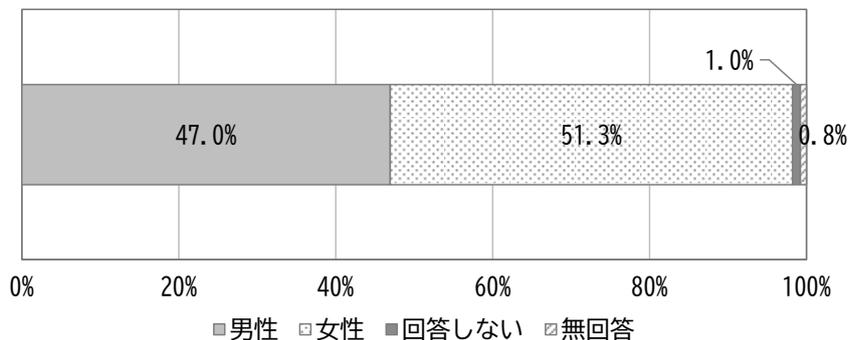
（2）回収状況

回答数 396件（郵送 334件、Web 62件）

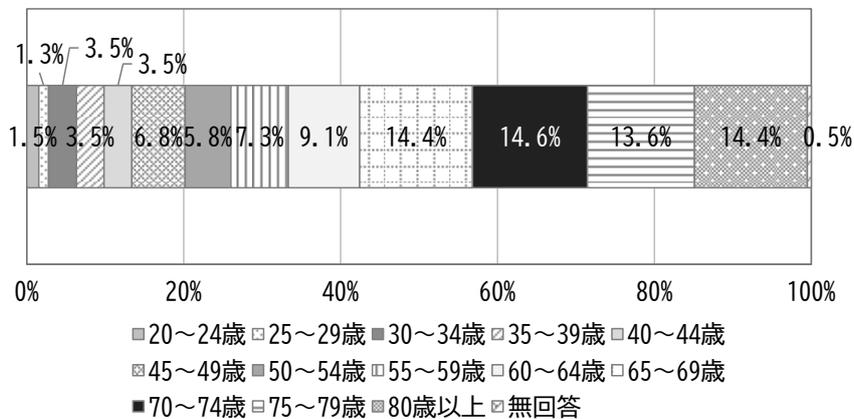
回収率 39.6%

（3）調査結果

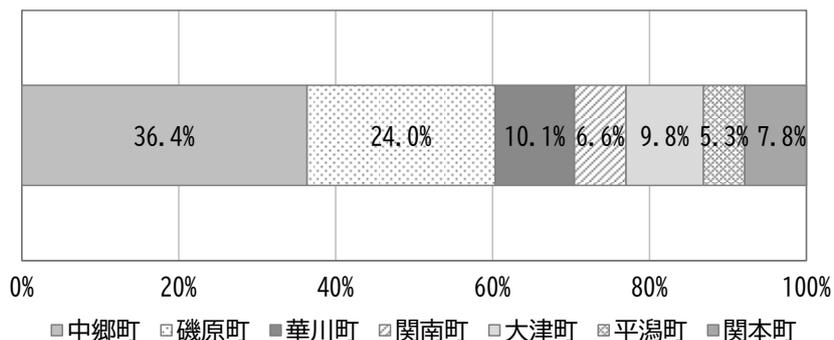
問 性別について



問 年齢について

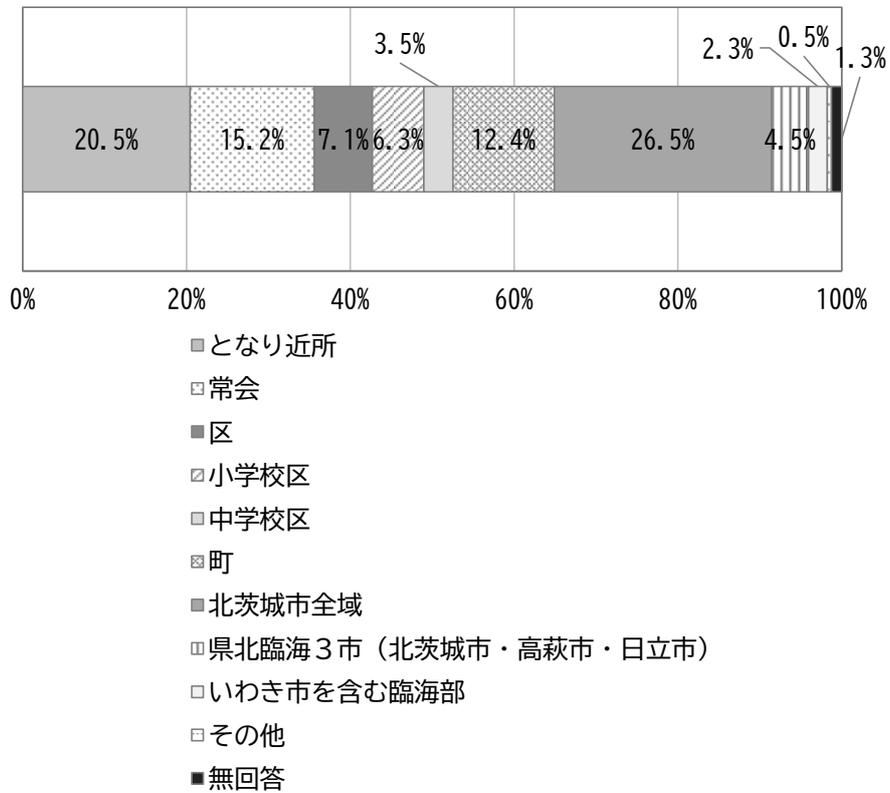


問 お住まいの地区について



地域生活についておたずねします。

問 あなたが考える「地域」の範囲について



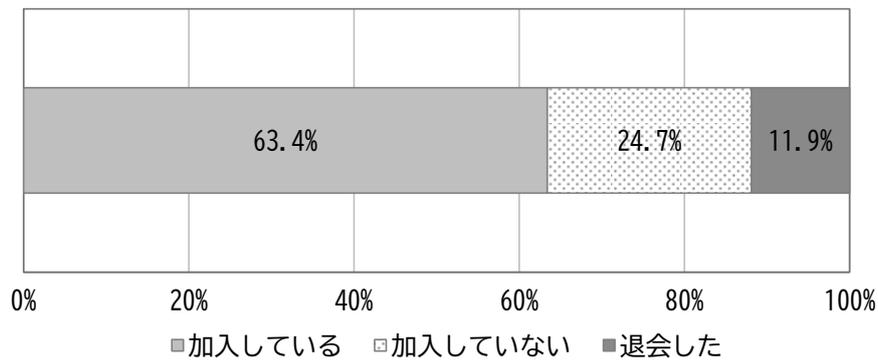
【お住まいの地区とのクロス集計】

選択項目	総計		中郷町		磯原町		華川町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
となり近所	81	20.5%	30	20.8%	17	17.9%	8	20.0%
常会	60	15.2%	22	15.3%	18	18.9%	9	22.5%
区	28	7.1%	13	9.0%	1	1.1%	2	5.0%
小学校区	25	6.3%	11	7.6%	6	6.3%	4	10.0%
中学校区	14	3.5%	3	2.1%	2	2.1%	2	5.0%
町	49	12.4%	17	11.8%	8	8.4%	6	15.0%
北茨城市全域	105	26.5%	38	26.4%	34	35.8%	9	22.5%
県北臨海3市 (北茨城市・高萩市・日立市)	18	4.5%	7	4.9%	5	5.3%	0	0.0%
いわき市を含む臨海部	9	2.3%	2	1.4%	2	2.1%	0	0.0%
その他	2	0.5%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
無回答	5	1.3%	1	0.7%	1	1.1%	0	0.0%
合計	396	100.0%	144	100.0%	95	100.0%	40	100.0%

選択項目	関南町		大津町		平潟町		関本町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
となり近所	10	38.5%	5	12.8%	6	28.6%	5	16.1%
常会	0	0.0%	4	10.3%	1	4.8%	6	19.4%
区	2	7.7%	3	7.7%	1	4.8%	6	19.4%
小学校区	2	7.7%	2	5.1%	0	0.0%	0	0.0%
中学校区	1	3.8%	3	7.7%	2	9.5%	1	3.2%
町	3	11.5%	6	15.4%	4	19.0%	5	16.1%
北茨城市全域	5	19.2%	10	25.6%	3	14.3%	6	19.4%
県北臨海3市 (北茨城市・高萩市・日立市)	1	3.8%	2	5.1%	1	4.8%	2	6.5%
いわき市を含む臨海部	1	3.8%	2	5.1%	2	9.5%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	3.8%	1	2.6%	1	4.8%	0	0.0%
合計	26	100.0%	39	100.0%	21	100.0%	31	100.0%

※クロス集計：クロス集計とは、2つ以上の質問や項目を掛け合わせてまとめる集計方法です。年齢や居住地などの回答者の属性に関する質問と組み合わせることで、属性による特徴を明確にすることができます。

問 区または常会への加入について

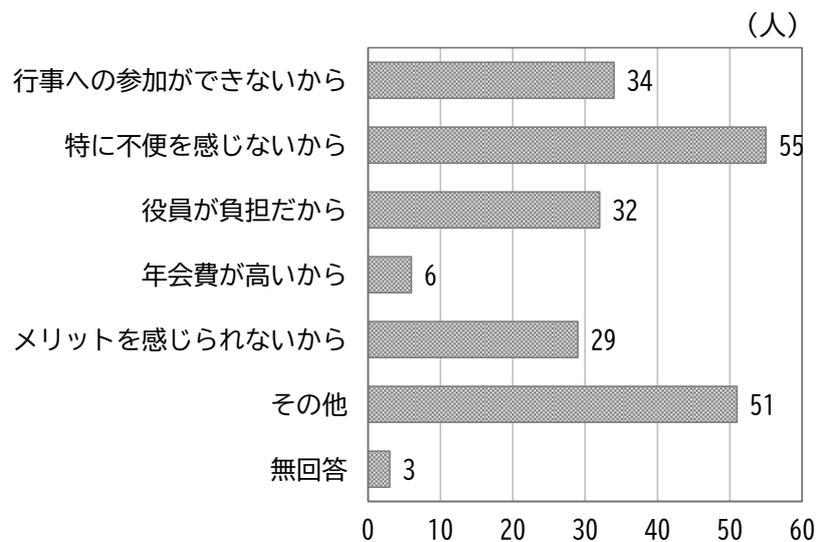


【お住まいの地区とのクロス集計】

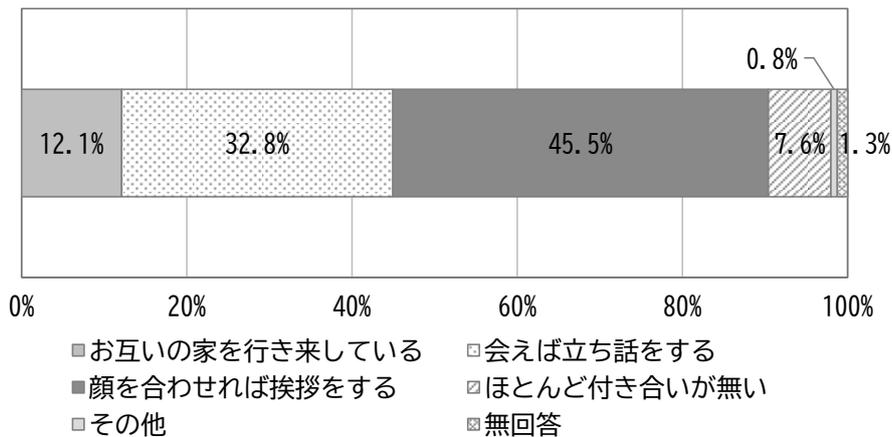
選択項目	総計		中郷町		磯原町		華川町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
加入している	251	63.4%	87	60.4%	58	61.1%	28	70.0%
加入していない	98	24.7%	39	27.1%	24	25.3%	9	22.5%
退会した	47	11.9%	18	12.5%	13	13.7%	3	7.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	396	100.0%	144	100.0%	95	100.0%	40	100.0%

選択項目	関南町		大津町		平潟町		関本町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
加入している	18	69.2%	24	61.5%	12	57.1%	24	77.4%
加入していない	4	15.4%	12	30.8%	6	28.6%	4	12.9%
退会した	4	15.4%	3	7.7%	3	14.3%	3	9.7%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	26	100.0%	39	100.0%	21	100.0%	31	100.0%

問 前問で「加入していない」、「退会した」理由について



問 ご近所の人とのお付き合いについて

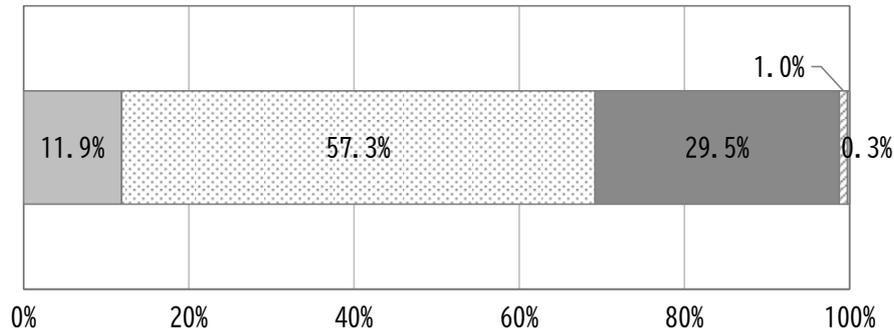


【お住まいの地区とのクロス集計】

選択項目	総計		中郷町		磯原町		華川町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
お互いの家を行き来している	48	12.1%	10	6.9%	13	13.7%	8	20.0%
会えば立ち話をする	130	32.8%	47	32.6%	31	32.6%	13	32.5%
顔を合わせれば挨拶をする	180	45.5%	74	51.4%	42	44.2%	15	37.5%
ほとんど付き合いが無い	30	7.6%	9	6.3%	6	6.3%	4	10.0%
その他	3	0.8%	2	1.4%	1	1.1%	0	0.0%
無回答	5	1.3%	2	1.4%	2	2.1%	0	0.0%
合計	396	100.0%	144	100.0%	95	100.0%	40	100.0%

選択項目	関南町		大津町		平潟町		関本町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
お互いの家を行き来している	2	7.7%	4	10.3%	4	19.0%	7	22.6%
会えば立ち話をする	9	34.6%	13	33.3%	7	33.3%	10	32.3%
顔を合わせれば挨拶をする	12	46.2%	19	48.7%	6	28.6%	12	38.7%
ほとんど付き合いが無い	3	11.5%	3	7.7%	4	19.0%	1	3.2%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%
合計	26	100.0%	39	100.0%	21	100.0%	31	100.0%

問 あなたが考えるご近所付き合いについて



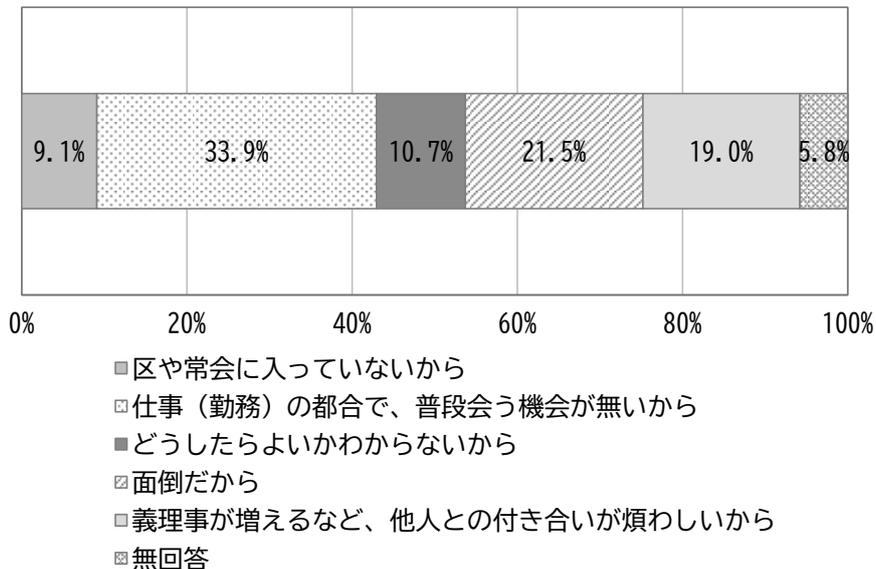
- 普段から助け合っていくのは当然
- ▣ あいさつをしたり、困った時は助け合うのは必要
- あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない
- ▣ 近所付き合いは必要ない
- 無回答

【お住まいの地区とのクロス集計】

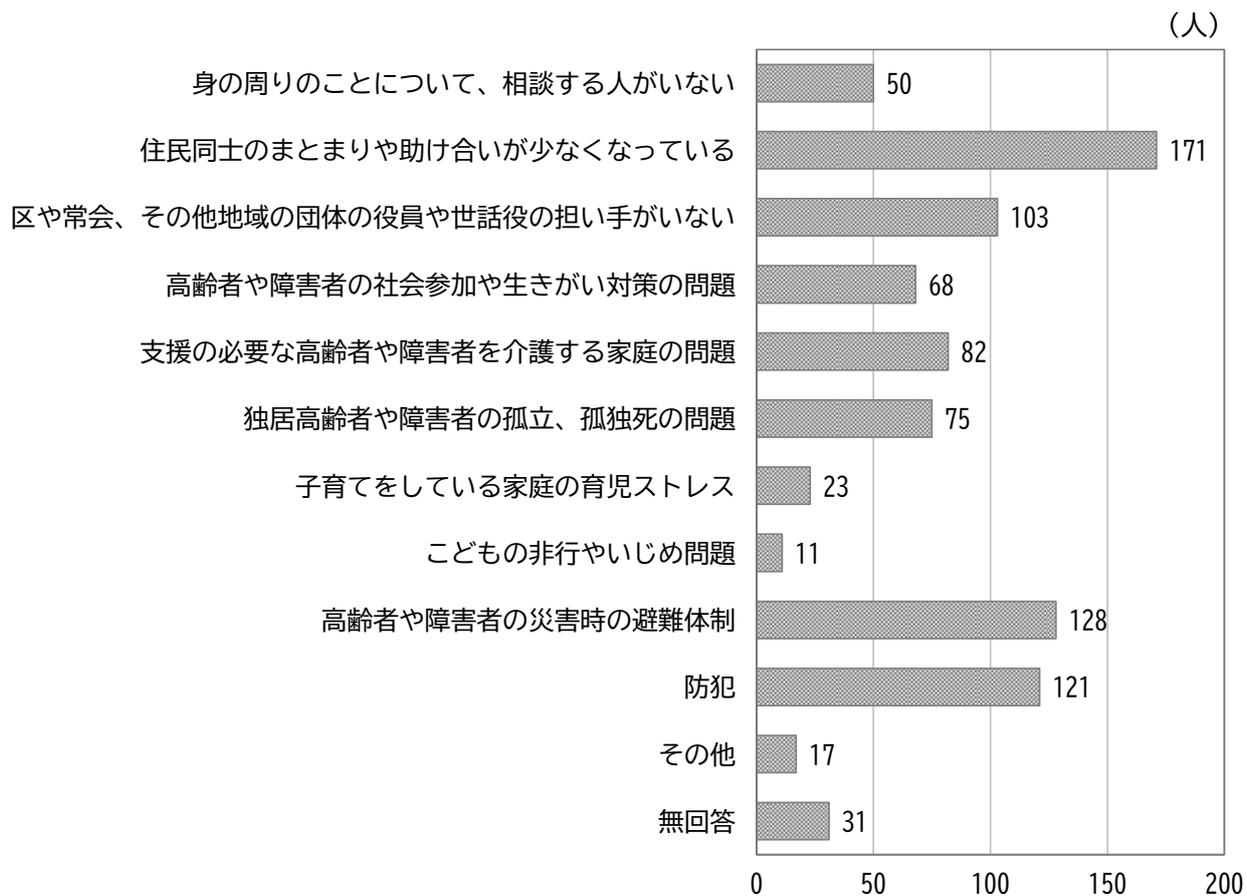
選択項目	総計		中郷町		磯原町		華川町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
普段から助け合っていくのは当然	47	11.9%	13	9.0%	12	12.6%	6	15.0%
あいさつをしたり、困った時は助け合うのは必要	227	57.3%	92	63.9%	55	57.9%	18	45.0%
あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない	117	29.5%	38	26.4%	27	28.4%	15	37.5%
近所付き合いは必要ない	4	1.0%	1	0.7%	1	1.1%	0	0.0%
無回答	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.5%
合計	396	100.0%	144	100.0%	95	100.0%	40	100.0%

選択項目	関南町		大津町		平潟町		関本町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
普段から助け合っていくのは当然	1	3.8%	6	15.4%	2	9.5%	7	22.6%
あいさつをしたり、困った時は助け合うのは必要	17	65.4%	14	35.9%	13	61.9%	18	58.1%
あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない	8	30.8%	18	46.2%	5	23.8%	6	19.4%
近所付き合いは必要ない	0	0.0%	1	2.6%	1	4.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	26	100.0%	39	100.0%	21	100.0%	31	100.0%

問 前問で「あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない」、「近所付き合いは必要ない」と答えた理由について



問 あなたの住んでいる地域の問題や課題について

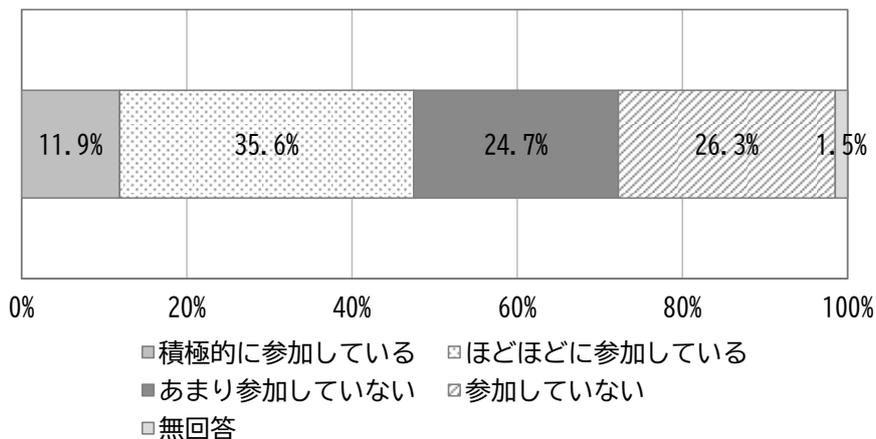


【お住まいの地区とのクロス集計】

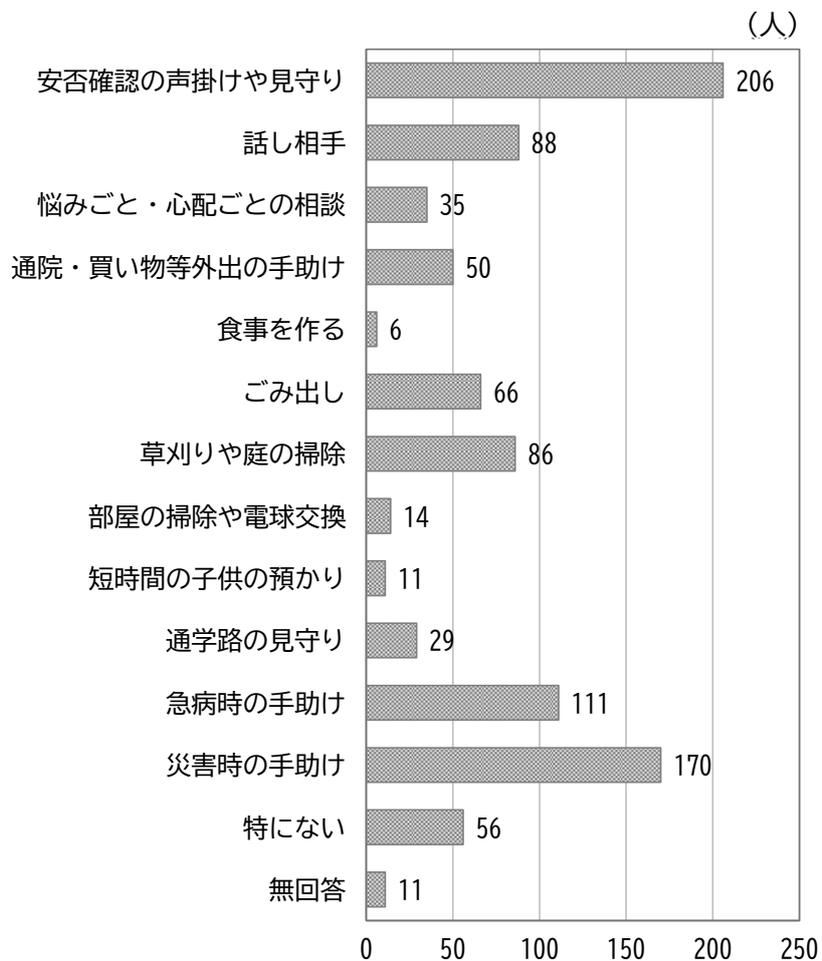
選択項目	総計		中郷町		磯原町		華川町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身の周りのことについて、相談する人がいない	50	5.7%	16	5.2%	13	5.9%	10	11.5%
住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている。	171	19.4%	51	16.7%	52	23.7%	14	16.1%
区や常会、その他地域の団体の役員や世話役の担い手がいない	103	11.7%	38	12.5%	24	11.0%	6	6.9%
高齢者や障害者の社会参加や生きがい対策の問題	68	7.7%	24	7.9%	20	9.1%	8	9.2%
支援の必要な高齢者や障害者を介護する家庭の問題	82	9.3%	27	8.9%	20	9.1%	6	6.9%
独居高齢者や障害者の孤立、孤独死の問題	75	8.5%	26	8.5%	17	7.8%	4	4.6%
子育てをしている家庭の育児ストレス	23	2.6%	4	1.3%	8	3.7%	2	2.3%
こどもの非行やいじめ問題	11	1.3%	6	2.0%	1	0.5%	0	0.0%
高齢者や障害者の災害時の避難体制	128	14.5%	45	14.8%	30	13.7%	15	17.2%
防犯	121	13.8%	46	15.1%	28	12.8%	14	16.1%
その他	17	1.9%	8	2.6%	1	0.5%	3	3.4%
無回答	31	3.5%	14	4.6%	5	2.3%	5	5.7%
合計	880	100.0%	305	100.0%	219	100.0%	87	100.0%

選択項目	関南町		大津町		平潟町		関本町	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身の周りのことについて、相談する人がいない	4	5.6%	2	2.4%	2	4.1%	3	4.8%
住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている。	11	15.3%	15	17.6%	11	22.4%	17	27.0%
区や常会、その他地域の団体の役員や世話役の担い手がいない	9	12.5%	8	9.4%	8	16.3%	10	15.9%
高齢者や障害者の社会参加や生きがい対策の問題	5	6.9%	6	7.1%	4	8.2%	1	1.6%
支援の必要な高齢者や障害者を介護する家庭の問題	9	12.5%	12	14.1%	4	8.2%	4	6.3%
独居高齢者や障害者の孤立、孤独死の問題	7	9.7%	10	11.8%	4	8.2%	7	11.1%
子育てをしている家庭の育児ストレス	3	4.2%	5	5.9%	0	0.0%	1	1.6%
こどもの非行やいじめ問題	1	1.4%	2	2.4%	0	0.0%	1	1.6%
高齢者や障害者の災害時の避難体制	14	19.4%	11	12.9%	6	12.2%	7	11.1%
防犯	7	9.7%	9	10.6%	8	16.3%	9	14.3%
その他	2	2.8%	1	1.2%	0	0.0%	2	3.2%
無回答	0	0.0%	4	4.7%	2	4.1%	1	1.6%
合計	72	100.0%	85	100.0%	49	100.0%	63	100.0%

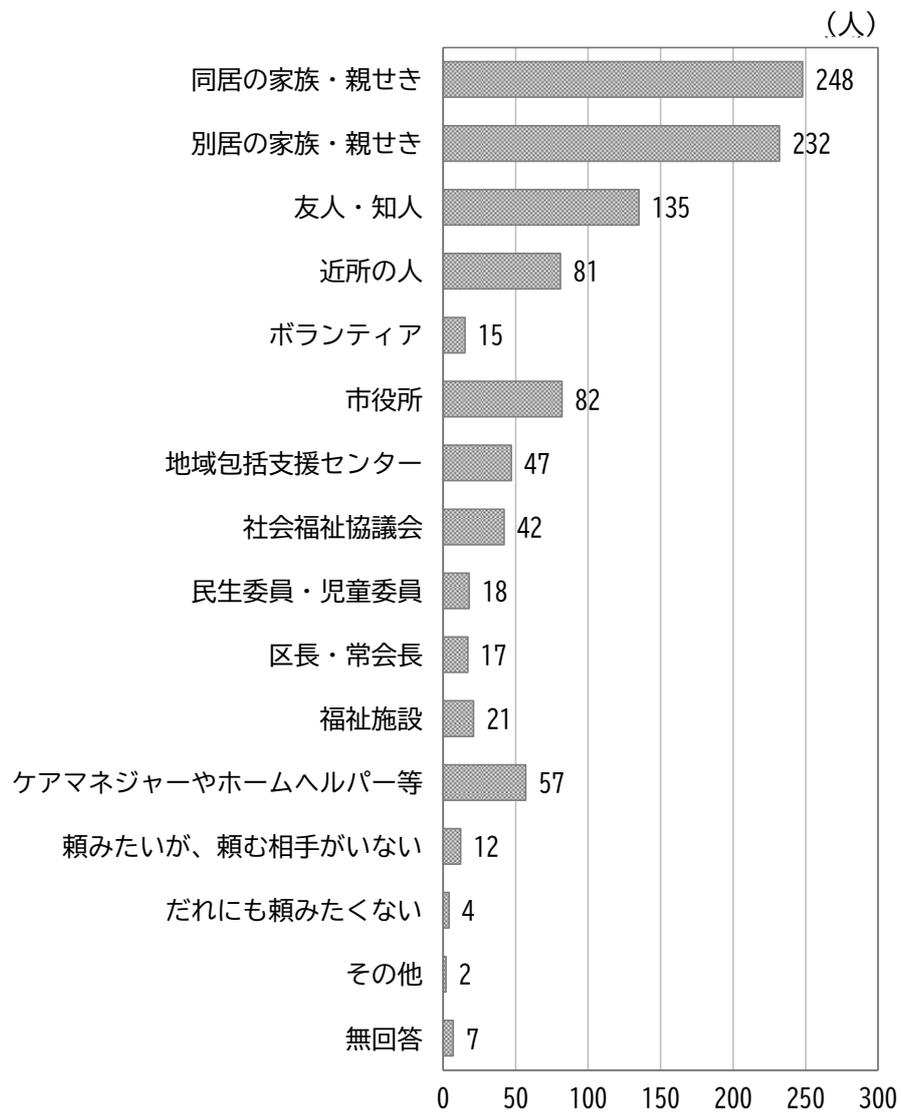
問 住んでいる地域の活動や行事への参加について



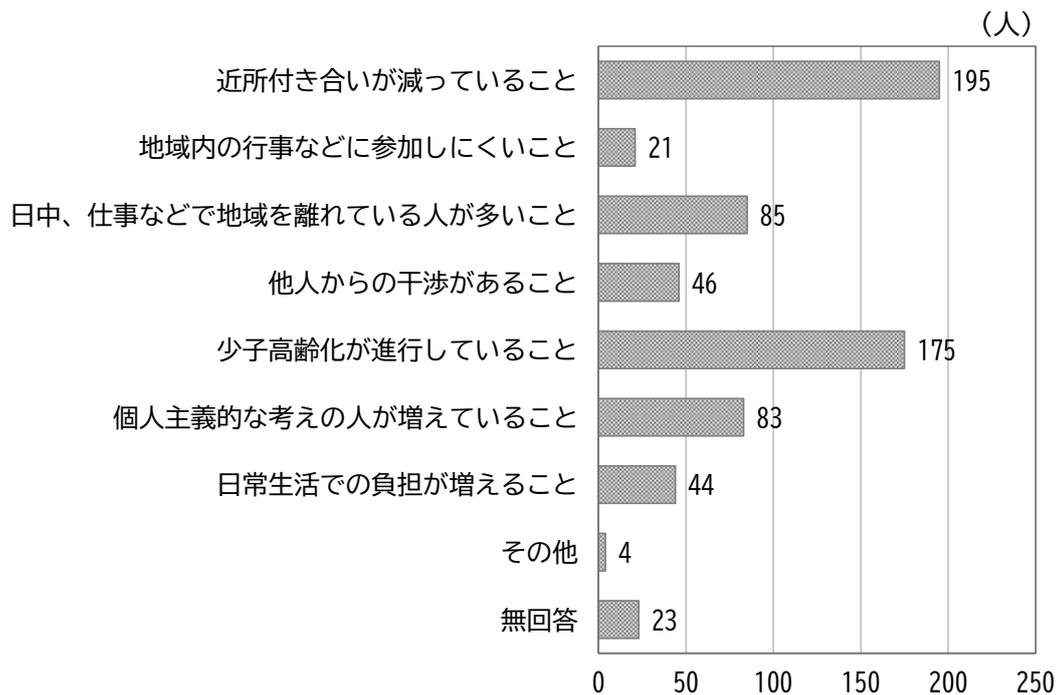
問 あなたの隣近所で困っている世帯があった場合にできること、隣近所の人に手助けしてもらいたいことについて



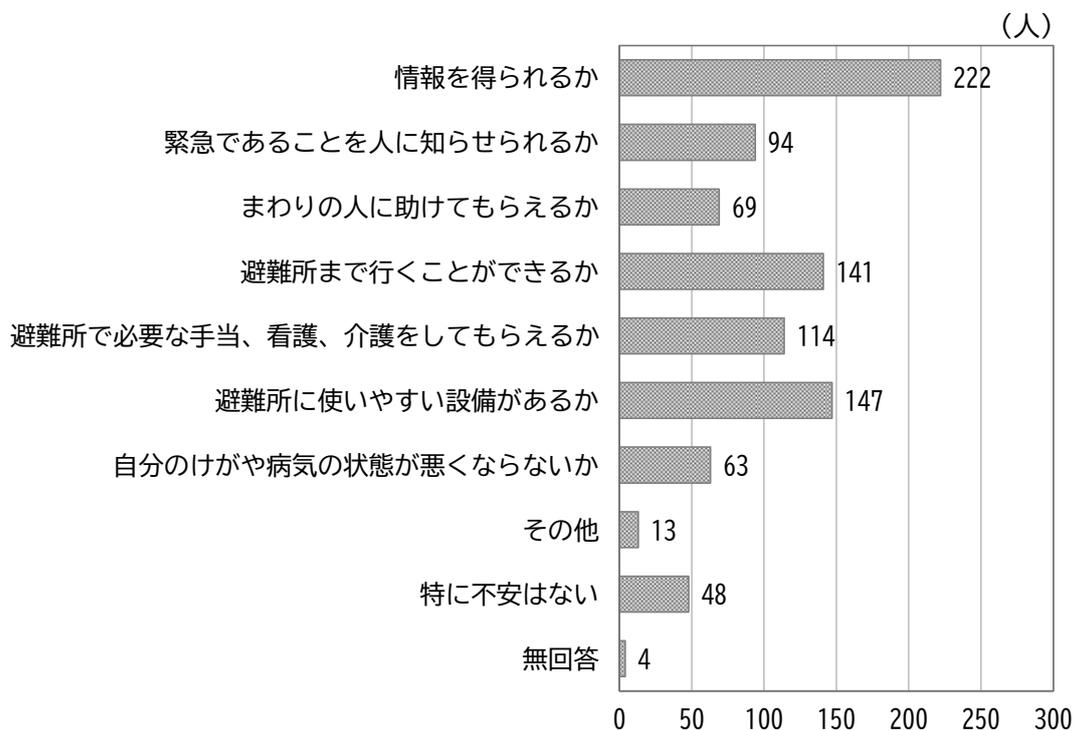
問 生活上の問題で相談や助けを必要とするとき、手助けを頼みたい相手について



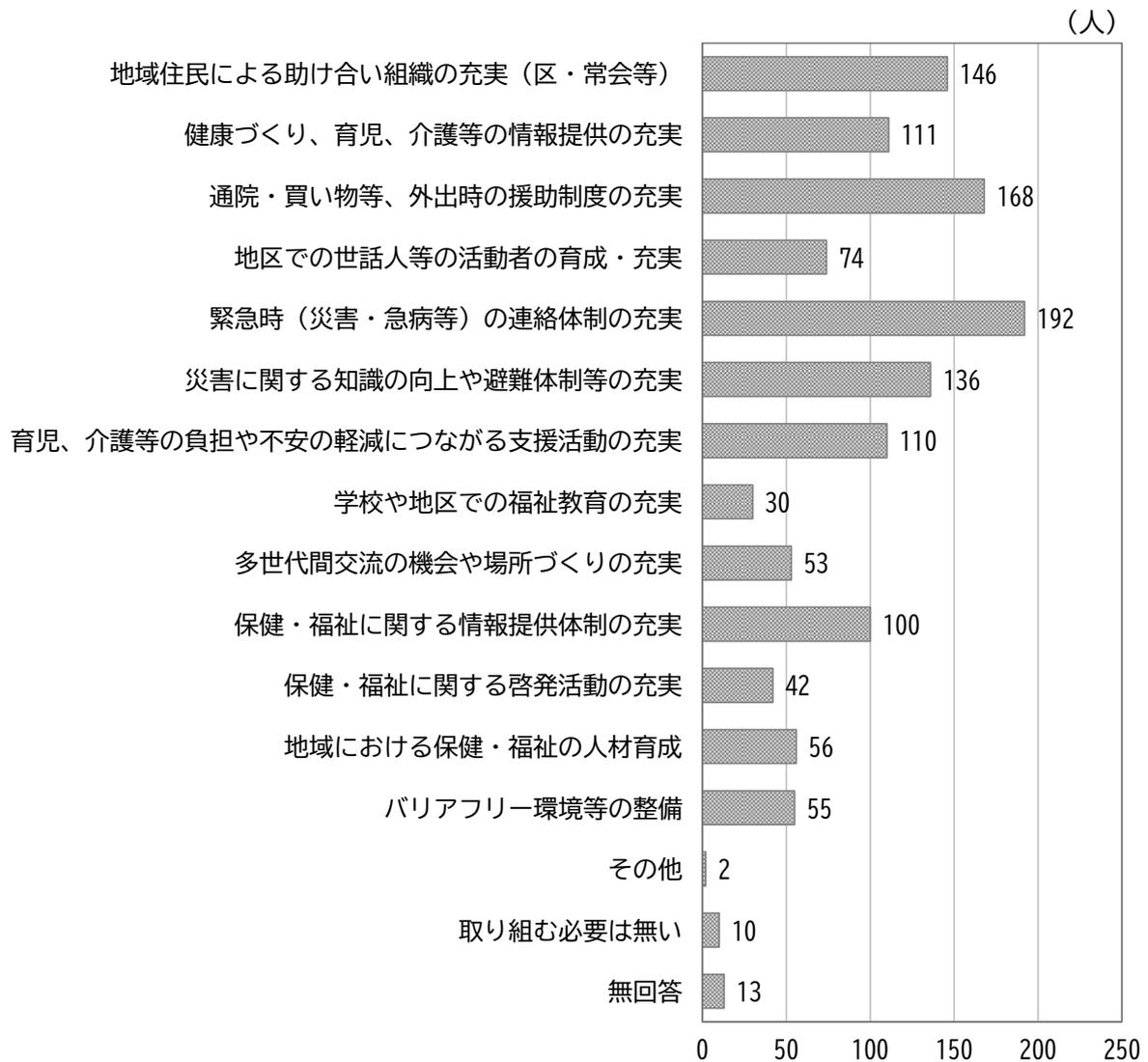
問 住民がお互いに協力していく上で、問題となることについて



問 災害時の避難や対応で不安なことについて

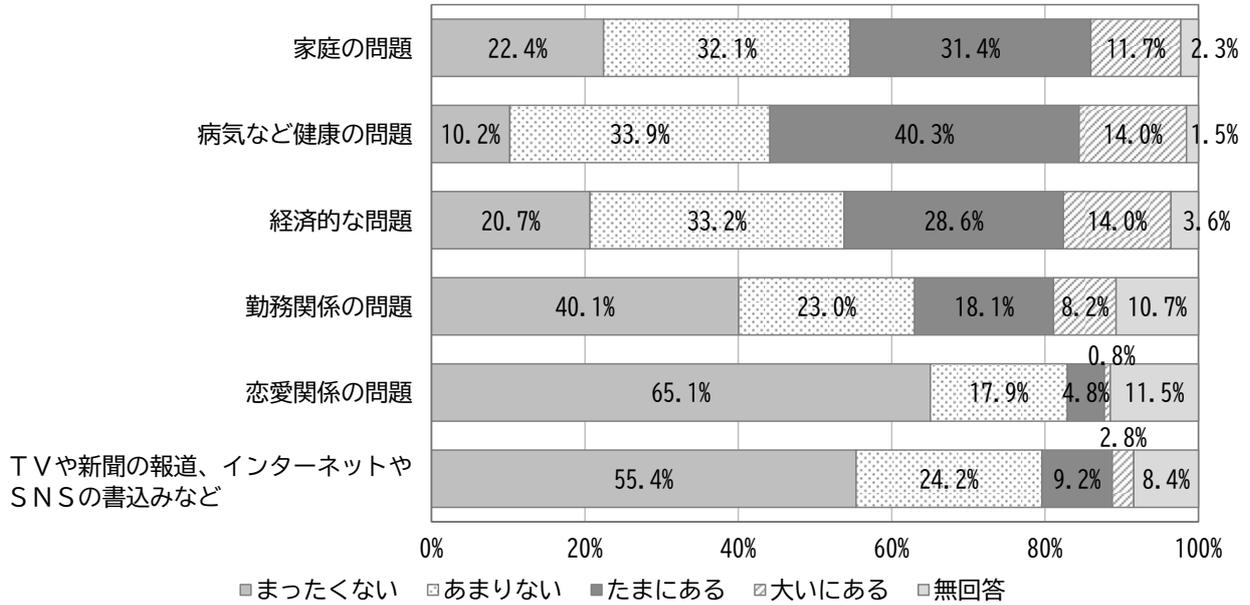


問 今後、住んでいる地区の福祉を向上させるために、必要だと思う取組について

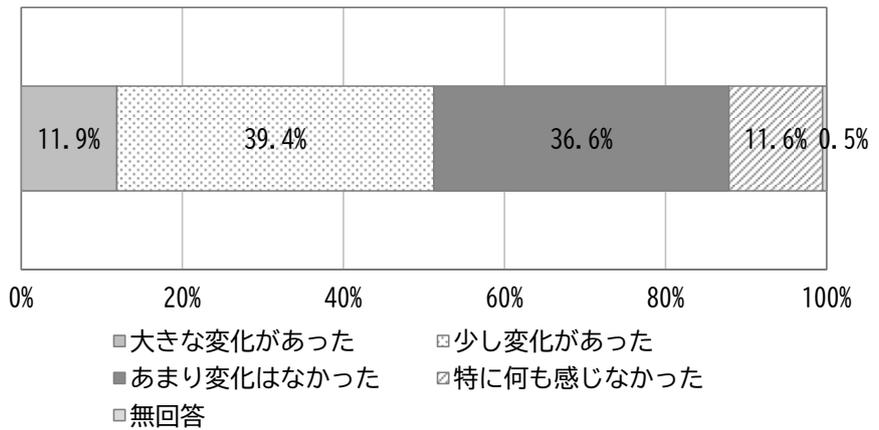


こころの健康についておたずねします。

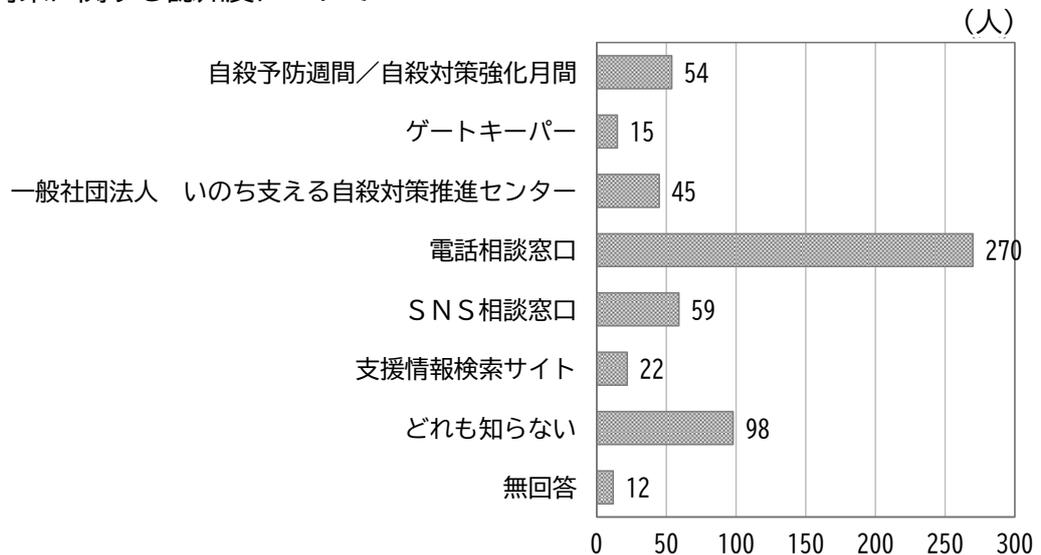
問 日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、不満について



問 新型コロナウイルス感染症流行以降の心情や考えの変化について

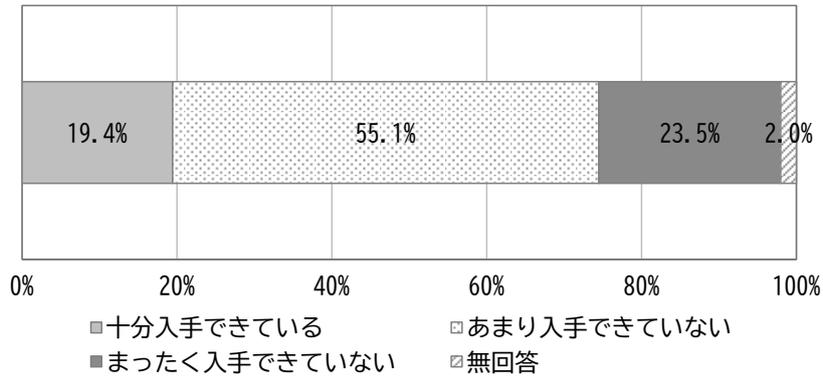


問 国の自殺対策に関する認知度について

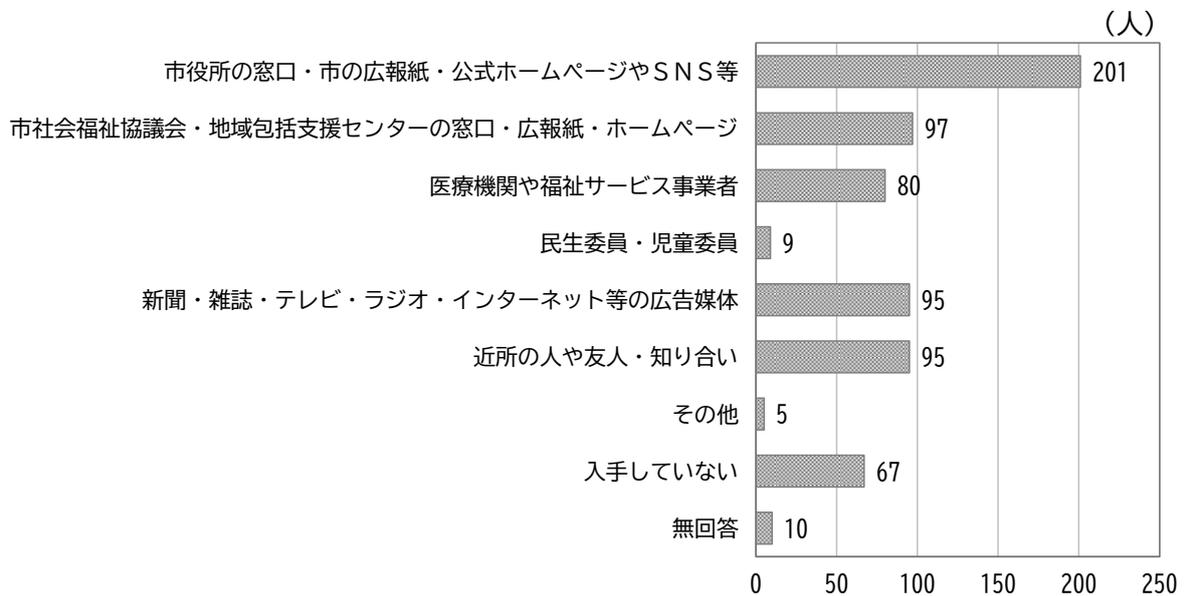


福祉サービスについておたずねします。

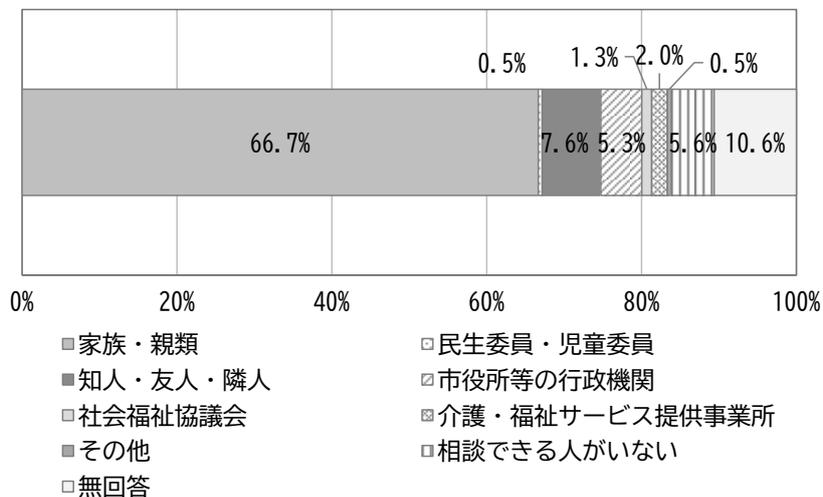
問 福祉サービスの情報の入手について



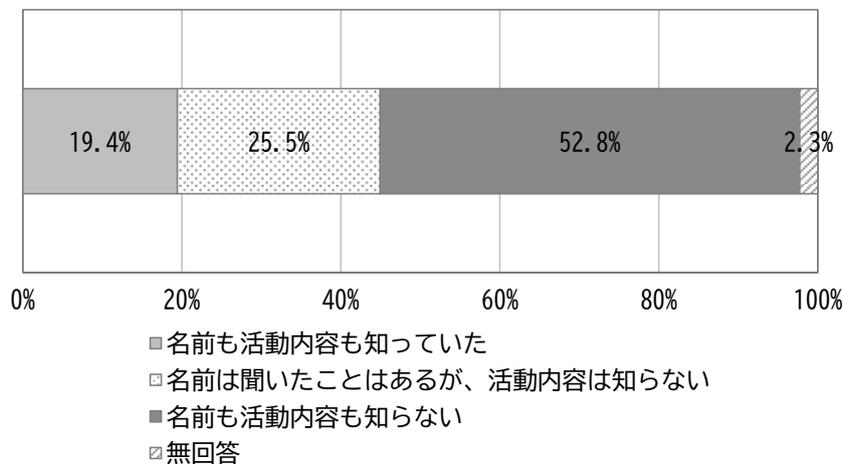
問 福祉サービスや介護保険サービスに関する情報の入手先について



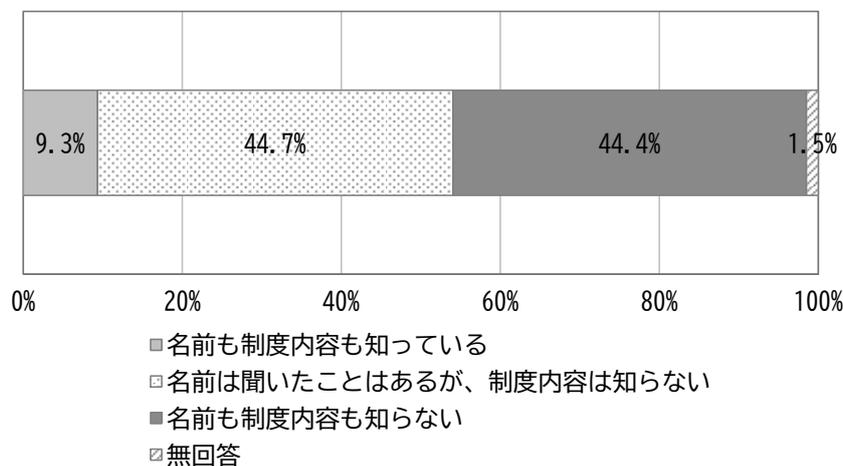
問 生活上の悩みを抱えた時の相談先について



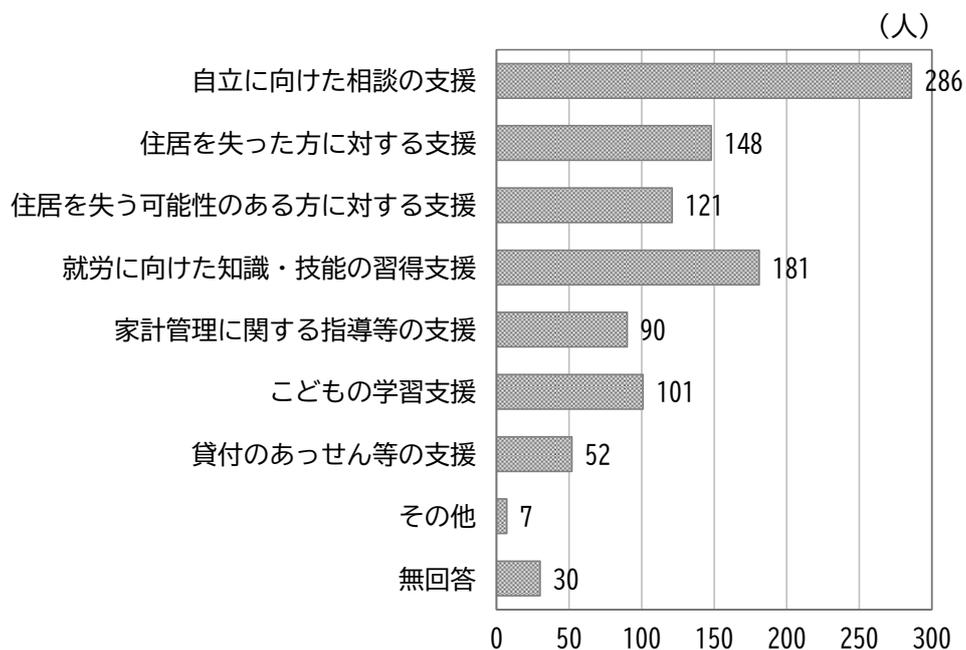
問 住んでいる地区を担当している民生委員・児童委員の認知度について



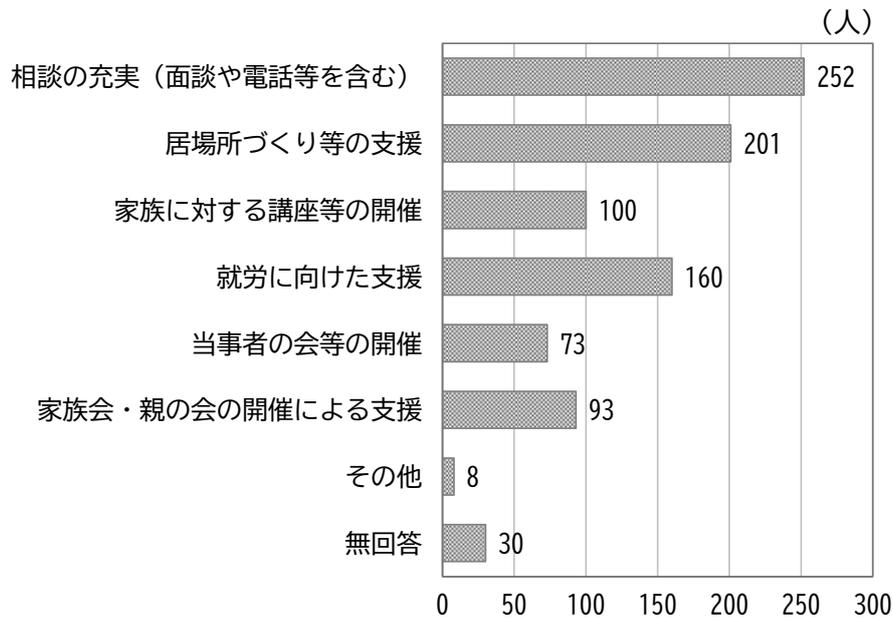
問 生活困窮者自立支援制度の認知度について



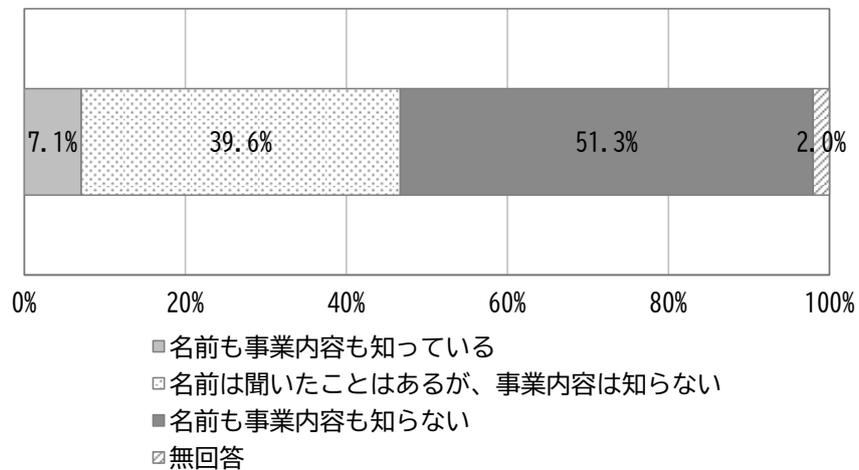
問 生活困窮者に対して必要だと思う支援について



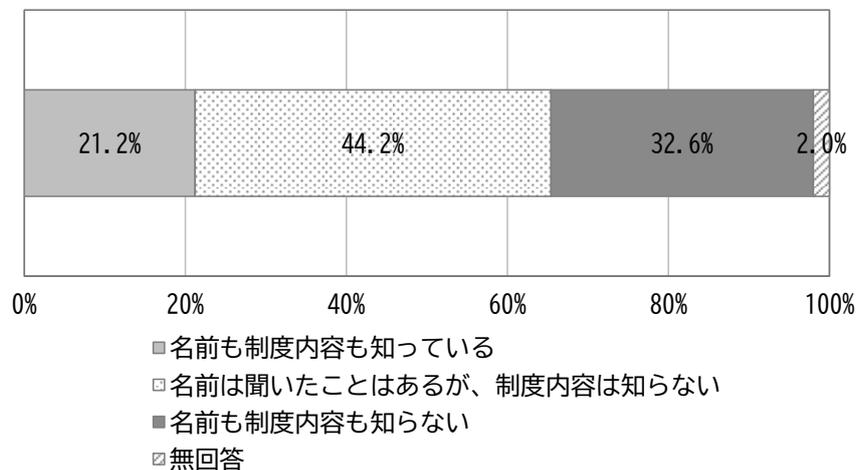
問 ひきこもりの方やその家族に対して必要だと思う支援について



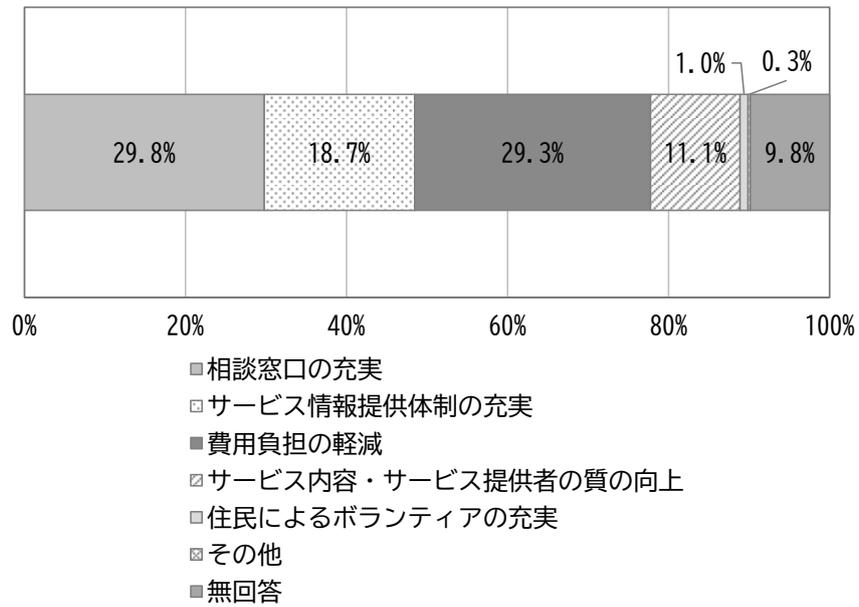
問 北茨城市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の認知度について



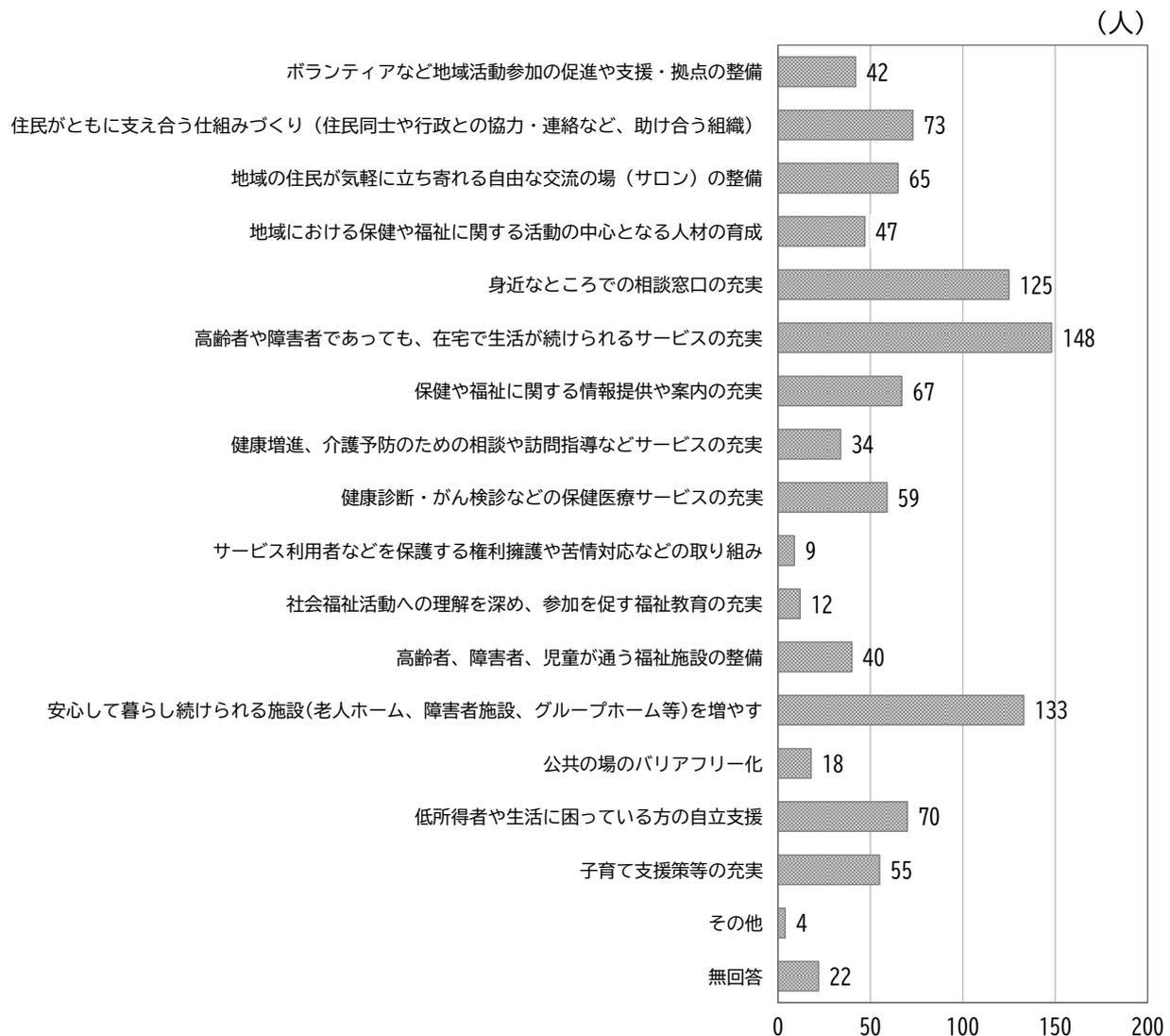
問 成年後見制度の認知度について



問 福祉サービスが必要な方が十分にサービスを受けるために、一番必要だと思うことについて



問 今後、市が優先して取り組むべきだと思う施策について



第5期北茨城市地域福祉計画
令和7年3月

北茨城市市民福祉部社会福祉課
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630
電話 0293-43-1111(代表)
